

要 請 事 項

本庁舎等建替事業に係る財政措置について

【総務省】

■ 要請事項

市町村役場機能緊急保全事業については、平成32年度までに着工した場合には、竣工まで公共施設等適正管理推進事業債が適用されるよう、経過措置を設けること。

■ 要請の背景

- 災害対策基本法において、国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有し、防災に関し万全の措置を講ずる責務を有するとされていますが、その責務を果たすためには、各自治体が十分な耐震性能を有する庁舎を確保し、災害対策活動の拠点機能を維持することが不可欠です。
- 昭和13年に完成した川崎市役所旧本庁舎は、災害対策活動の拠点に必要とされる耐震性能を満たしておらず、大規模地震で倒壊等が生じる可能性があるなど多大なリスクを抱えていたことから、建替えの取組を進めており、平成29年度に旧本庁舎の解体を終えています。現在、耐震性能の向上だけでなく、供給電源や通信システムの多重化など高い業務継続性を確保する新本庁舎の整備を進めていますが、一時的に多大な財政負担の発生が見込まれています。
- 本市においては、「公共施設等総合管理計画」として「かわさき資産マネジメントカルテ」を策定し、財政負担の平準化等による、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めていますが、本事業に係る財政負担が平準化されることで、長寿命化対策を計画的に進めながら、市民の命を守る災害対策活動の拠点となる庁舎機能を確保するための、確実な事業推進が可能となります。
- 「公共施設等適正管理推進事業債・市町村役場機能緊急保全事業」について、庁舎整備は複数年度を要することが通常であるため、各自治体が庁舎整備の取組を円滑に進めていくためには、着工から事業完了まで、安定した財政措置が講じられる

必要があります。

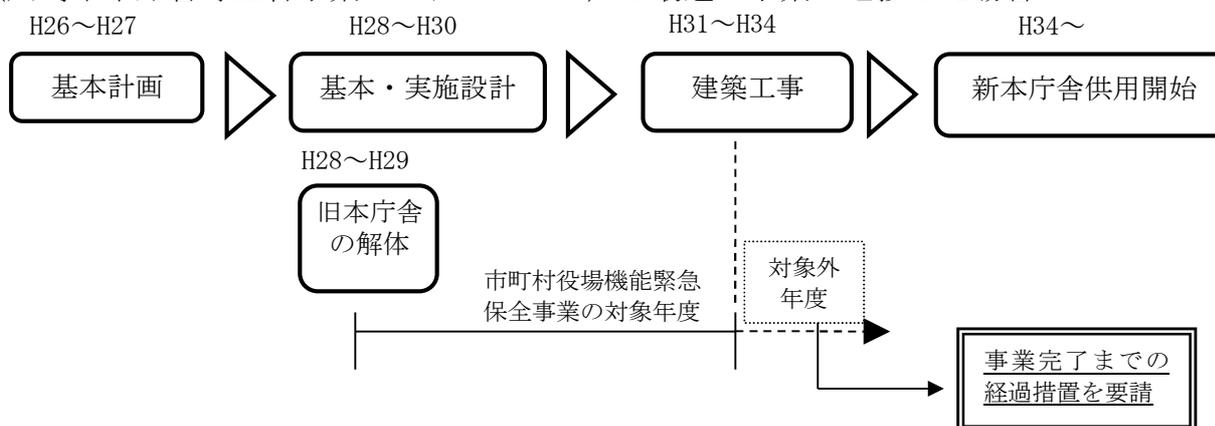
■ 効果等

- 事業完了までの安定した財政措置が行われることで、自治体が事業を円滑に進めていくことが可能となります。

(川崎市本庁舎等建替事業に係るこれまでの検討・取組の経緯)

| 年 度 | 検討・取組の経緯 |
|----------|---|
| 平成 15 年度 | ○「耐震診断」実施 →耐震性能は I_s 値=0.10 で「倒壊又は崩壊の危険性が高い」と判定 |
| 平成 20 年度 | ○「緊急耐震補強工事」実施 → I_s 値=0.324 「倒壊又は崩壊の危険性がある」への暫定的な耐震補強を実施 |
| 平成 21 年度 | ○「包括外部監査」実施 →平成 27 年度末までに、市役所庁舎の耐震化対策を完了することが望まれる旨の意見 |
| 平成 22 年度 | ○「東日本大震災」発生(H23.3.11) →一部、クラックや漏水等が発生 |
| 平成 25 年度 | ○「川崎市本庁舎・第 2 庁舎耐震対策基本構想」策定(H26.3) |
| 平成 27 年度 | ○「川崎市本庁舎等建替基本計画」策定(H28.1) |
| 平成 28 年度 | ○新本庁舎の基本・実施設計に着手(H30 年度までの予定) |
| 平成 29 年度 | ○旧本庁舎上屋部分の解体撤去工事完了(H29.9) |

(川崎市本庁舎等建替事業のスケジュール) ※最速で事業が進捗した場合



(川崎市役所新本庁舎の基本設計に基づく外観)

●新本庁舎全体



●アトリウム



※今後、実施設計等で部分的に変更される可能性があります。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について

【厚生労働省】

■ 要請事項

高齢者福祉施設を対象とした大規模修繕等に要する経費の国庫負担（補助）を行うこと。

■ 要請の背景

- 本市では、「第7期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備の着実な推進に向けた取組を行っています。
- 一方、築20年を超える特別養護老人ホームの老朽化が課題となっています。
- 特に、介護保険法施行以前は大規模修繕等に対する引当金の積立には一定の制約があり、また、施設規模を比較的小さく整備していたことから、介護保険による報酬のみでは施設の維持管理が困難な施設が多くなっています。
- 本市においては、平成29年3月に「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」を、また、平成30年3月には「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」を策定し、公設施設のみならず民設施設を含めた老朽化への対応として、今後、計画的に建替え、施設の長寿命化を行っていくこととしています。

■ 費用

- （参考）公設施設における平成29年9月現在の修繕工事費所要額積算：

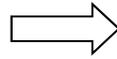
約500,000千円

■ 効果等

- 計画的な改修・修繕に加え、予防保全に対して効果的に経費を投入することで、施設の長寿命化が図られ、改築需要の延伸等LCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果が期待できます。

高齢者福祉施設整備費の国庫負担

高齢者福祉施設整備費の国庫負担

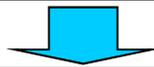


高齢者福祉施設に対する修繕費補助は平成17年度に制度廃止

介護保険法施行前開所の特別養護老人ホーム

平成30年4月1日現在

| 施設名称 | 築年数 | 定数 | 指定管理 |
|--------|-----|------|------|
| 恒春園 | 39年 | 60人 | |
| みかど荘 | 36年 | 70人 | |
| 太陽の園 | 33年 | 66人 | |
| 柿生アルナ園 | 31年 | 80人 | |
| 幸風苑 | 30年 | 60人 | |
| 和楽館 | 29年 | 60人 | |
| 長沢壮寿の里 | 29年 | 53人 | 指定管理 |
| あさおの丘 | 28年 | 70人 | |
| 桜寿園 | 26年 | 74人 | |
| 虹の里 | 25年 | 108人 | |
| 多摩川の里 | 24年 | 84人 | 指定管理 |
| すみよし | 24年 | 84人 | 指定管理 |
| こだなか | 24年 | 50人 | 指定管理 |
| 金井原苑 | 23年 | 98人 | |
| 菅の里 | 22年 | 80人 | |
| すえなが | 21年 | 104人 | |
| 大師の里 | 20年 | 50人 | |
| しおん | 20年 | 25人 | |
| ひらまの里 | 19年 | 84人 | 指定管理 |



課題 : **施設の老朽化への対応**

<参考>



・高齢者人口の増加
・施設整備の必要性
⇒ 整備の推進

「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、引き続き高齢者福祉施設等の一定の整備を行い、高齢者福祉の充実を図ります。

この要請文の担当課／健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647

小児救急医療体制等の拡充について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 小児救急医療支援事業及び周産期母子医療センターの整備・運営について、地域の実情を反映したものとなるよう、財政措置の拡充を図ること。
- 2 小児救急医療を提供する病院を経営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。
- 3 小児救急医療等を確保するため、小児医療の実態を調査し、次期の診療報酬改定に当たっては、実態に即したものとなるよう、その結果を反映させること。

■ 要請の背景

- 本市では、年少人口の増加が当面見込まれるなか、少子化・核家族化や育児情報の氾濫に伴う育児不安や、共働きの増加など救急医療への潜在的需要が増大していること、及び夜間救急を担う小児科医の不足に対応するため、小児救急医療体制の確保・充実に向けた取組が求められています。
- 現在、小児の初期救急については休日急患診療所に加え市内南中北3か所の小児急病センターで、また、周産期救急医療については周産期母子医療センターで、それぞれ対応しており、市で運営するほか、小児救急医療等を担う医療機関への支援を行っています。
- さらに、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定的に確保するとともに、小児医療の実態に即した診療報酬体系の構築などにより、小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐ必要があります。本市では、特に採算性の低い休日や夜間の救急病院への補助等を行っています。
- 小児救急医療体制等に係る診療報酬の水準は、平成30年度の改定によっても十分とは言えません。小児医療を取り巻く様々な課題に効果的に対処できるよう、実態を調査し、その結果を次期の診療報酬改定に反映させることが求められています。

■ 費用

(単位：千円)

| 平成30年度予算 | 総事業費 | 財 源 |
|---------------|---------|--|
| 小児救急医療関係事業 | 521,983 | 国庫補助金 16,327、県補助金 21,314 使用料 1,587、一般財源 482,755 |
| 市立病院の小児救急医療経費 | 308,559 | 医業収益 248,638、一般会計繰入金 59,921 |

川崎市の小児救急医療体制等の拡充

初期救急医療体制

7 休日急患診療所（内科・小児科）
各区 1 か所

南部小児急病センター
（市立川崎病院内）
中部小児急病センター
（日本医科大学武蔵小杉病院内）
北部小児急病センター
（多摩休日夜間急患診療所内）

聖マリアンナ医科大学病院
夜間急患センター

二次救急医療体制

病院群輪番制病院（7 病院・小児科）

休日二次応需病院（7 病院・小児科）

救急告示医療機関

三次救急医療体制・周産期母子医療センター

聖マリアンナ医科大学病院
救命救急センター
総合周産期母子医療センター

日本医科大学武蔵小杉病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

市立川崎病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

小児医療

小児救急医療体制等の維持

財政措置の拡充

- ・小児救急支援事業や周産期母子医療センターの運営
- ・病院等を経営する地方自治体

小児科医師
の不足

川崎市の人口の推移（各年10月1日現在）

| | 2013年 | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | |
|-----|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 川崎区 | 総人口 | 217,974 | 219,862 | 223,378 | 226,537 | 229,653 |
| | うち15歳未満 | 25,748 | 26,020 | 26,311 | 26,280 | 26,242 |
| 幸区 | 総人口 | 157,333 | 158,663 | 160,890 | 162,618 | 165,974 |
| | うち15歳未満 | 20,477 | 20,830 | 20,544 | 20,805 | 21,381 |
| 中原区 | 総人口 | 239,987 | 244,363 | 247,529 | 251,248 | 254,156 |
| | うち15歳未満 | 30,772 | 31,576 | 31,878 | 32,490 | 32,924 |
| 高津区 | 総人口 | 222,721 | 224,710 | 228,141 | 229,584 | 230,507 |
| | うち15歳未満 | 29,896 | 30,004 | 30,142 | 30,173 | 30,002 |
| 宮前区 | 総人口 | 222,756 | 224,648 | 225,594 | 227,375 | 229,481 |
| | うち15歳未満 | 32,509 | 32,488 | 31,346 | 31,380 | 31,443 |
| 多摩区 | 総人口 | 213,728 | 214,138 | 214,158 | 215,644 | 216,681 |
| | うち15歳未満 | 24,781 | 24,453 | 23,790 | 23,647 | 23,420 |
| 麻生区 | 総人口 | 173,697 | 174,659 | 175,523 | 176,471 | 177,238 |
| | うち15歳未満 | 23,836 | 23,866 | 23,718 | 23,639 | 23,447 |
| 合計 | 総人口 | 1,448,196 | 1,461,043 | 1,475,213 | 1,489,477 | 1,503,690 |
| | うち15歳未満 | 188,019 | 189,237 | 187,729 | 188,414 | 188,859 |

この要請文の担当課／健康福祉局保健医療政策室 TEL 044-200-2420

成人ぜん息患者医療費助成事業について

【環境省】

■ 要請事項

川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

■ 要請の背景

- 国は、平成20年度にぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型予防事業を創設し、独立行政法人環境再生保全機構を通じて地方自治体の要望を聴取のうえ重要性の高い事業を実施し、日常生活の中でぜん息患者の増悪予防・健康回復を図っています。
- 本市では、すでに平成19年1月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を独自事業として実施しています。
- 本市が実施している事業は、国が創設した事業と対象者や目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点においても重要な支援策と考えており、重積発作予防等のための治療支援による予防の観点からも、国の支援が必要と考えています。

■ 費用

- 成人ぜん息患者医療費助成の推移 ※全額本市負担 単位：千円

| 年 度 | H24 決算 | H25 決算 | H26 決算 | H27 決算 | H28 決算 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 扶 助 費 | 140,172 | 154,324 | 171,411 | 189,072 | 195,095 |
| 助成経費 | 27,715 | 29,325 | 32,764 | 29,273 | 18,464 |
| 合 計 | 167,887 | 183,649 | 204,175 | 218,345 | 213,559 |

■ 効果等

- 成人ぜん息患者医療費助成制度を、安定的に実施していくことが可能となります。

川崎市成人ぜん息患者医療費助成事業概要

| 制度開始 | 平成19年1月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|--------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 対象地域 | 市内全域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者 | 対象疾病(気管支ぜん息)にかかっている満20歳以上の者 (公健法・市条例等による認定者及び喫煙者を除く) 川崎市に引き続き1年以上住所を有する者 医療保険各法により、医療に関する給付を受けられる者 (自己負担割合が1割以下の者を除く) 所得制限なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 審査 | 認定審査を実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 助成範囲 | 本人負担分の一部を助成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財源負担 | 市の全額負担(一般財源) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経費総額 及び 対象者数 の推移 | 経費の推移 (単位: 千円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H24 決算</th> <th>H25 決算</th> <th>H26 決算</th> <th>H27 決算</th> <th>H28 決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶 助 費</td> <td>140,172</td> <td>154,324</td> <td>171,411</td> <td>189,072</td> <td>195,095</td> </tr> <tr> <td>助成経費</td> <td>27,715</td> <td>29,325</td> <td>32,764</td> <td>29,273</td> <td>18,464</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>167,887</td> <td>183,649</td> <td>204,175</td> <td>218,345</td> <td>213,559</td> </tr> </tbody> </table> | 年 度 | H24 決算 | H25 決算 | H26 決算 | H27 決算 | H28 決算 | 扶 助 費 | 140,172 | 154,324 | 171,411 | 189,072 | 195,095 | 助成経費 | 27,715 | 29,325 | 32,764 | 29,273 | 18,464 | 合 計 | 167,887 | 183,649 | 204,175 | 218,345 | 213,559 |
| | 年 度 | H24 決算 | H25 決算 | H26 決算 | H27 決算 | H28 決算 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 扶 助 費 | 140,172 | 154,324 | 171,411 | 189,072 | 195,095 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 助成経費 | 27,715 | 29,325 | 32,764 | 29,273 | 18,464 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | 167,887 | 183,649 | 204,175 | 218,345 | 213,559 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者数の推移 (単位: 人) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H24 末</th> <th>H25 末</th> <th>H26 末</th> <th>H27 末</th> <th>H28 末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>5,344</td> <td>5,842</td> <td>6,149</td> <td>6,486</td> <td>6,780</td> </tr> </tbody> </table> | 年 度 | H24 末 | H25 末 | H26 末 | H27 末 | H28 末 | 対象者数 | 5,344 | 5,842 | 6,149 | 6,486 | 6,780 | | | | | | | | | | | | |
| 年 度 | H24 末 | H25 末 | H26 末 | H27 末 | H28 末 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者数 | 5,344 | 5,842 | 6,149 | 6,486 | 6,780 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>経費総額(左軸)及び年度末対象者数(右軸)の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経費総額(千円)</td> <td>167,887</td> <td>183,649</td> <td>204,175</td> <td>218,345</td> <td>213,559</td> </tr> <tr> <td>年度末対象者数(人)</td> <td>5,344</td> <td>5,842</td> <td>6,149</td> <td>6,486</td> <td>6,780</td> </tr> </tbody> </table> | 年 度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | 経費総額(千円) | 167,887 | 183,649 | 204,175 | 218,345 | 213,559 | 年度末対象者数(人) | 5,344 | 5,842 | 6,149 | 6,486 | 6,780 | | | | | | |
| 年 度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経費総額(千円) | 167,887 | 183,649 | 204,175 | 218,345 | 213,559 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度末対象者数(人) | 5,344 | 5,842 | 6,149 | 6,486 | 6,780 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

この要請文の担当課/健康福祉局保健所環境保健課 TEL 044-200-2435

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。

■ 要請の背景

- 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、「ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置づける」とされました。これを受け、平成25年度からヒトパピローマウイルス感染症等のワクチン接種事業が予防接種法改正により定期予防接種となり、水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症の2ワクチンが平成26年度に、B型肝炎が平成28年10月から定期接種化されました。

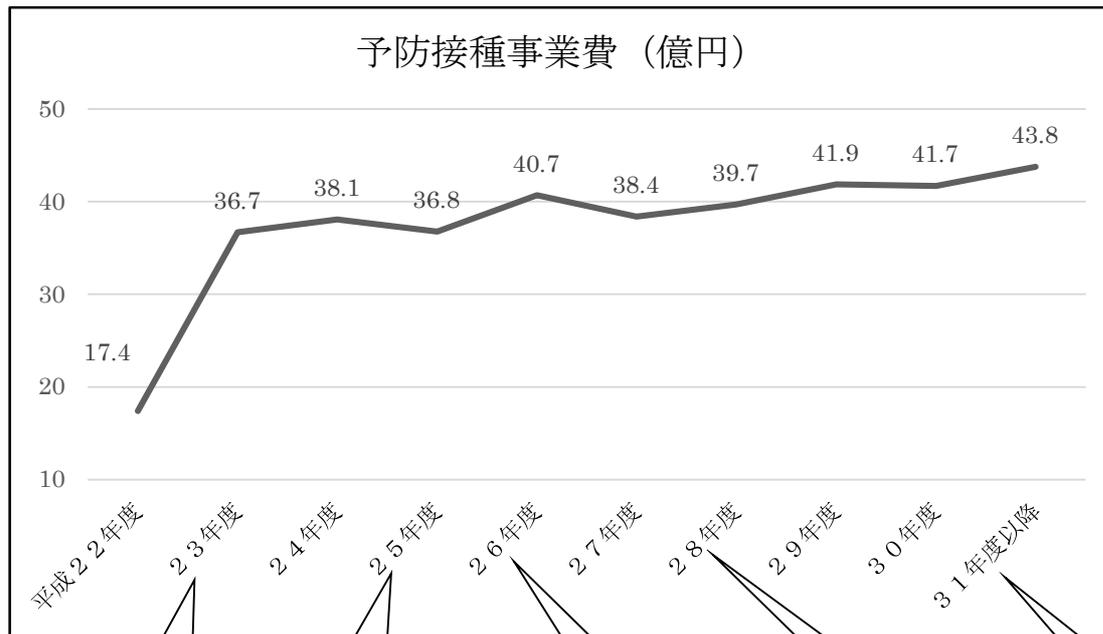
また、任意予防接種の取扱いやあり方についても検討が続いており、定期予防接種としておたふくかぜが追加されることが見込まれます。

- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は一部自己負担あり）で実施しています。予防接種法に基づかない任意予防接種は、原則、全額自己負担となっています。
- 本来、予防接種は国の責任において必要とする国民すべてが等しく接種できるようにするべきものです。定期予防接種に係る経費については、平成25年度に地方交付税による財政措置の拡充がなされたところですが、交付税措置ということから、予防接種にかかる財源が明確にならず、地方自治体により負担の差が発生します。制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、必要な財源は交付税措置ではなく、全額国庫負担とする必要があります。

■ 効果等

- 定期予防接種となることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。
- 国による費用負担の導入により、地方自治体の負担が軽減され、接種勧奨等に更に取り組めることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。

本市における予防接種事業の財政負担



- ・ヒトパピローマウイルス感染症
 - ・ヒブ
 - ・小児用肺炎球菌
- 3 ワクチン接種事業導入

- ・ヒトパピローマウイルス感染症
 - ・ヒブ
 - ・小児用肺炎球菌
- 3 ワクチン定期化

- ・水痘
 - ・成人用肺炎球菌
- 2 ワクチン定期化

- ・B型肝炎
- 定期化

- ・おたふくかぜ
- 定期化

〔 ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンについて、積極的接種勧奨差し控えのため、25年度以降の経費を24年度実績額により見込んだ 〕

任意接種のおたふくかぜワクチンが定期予防接種化された場合の
本市負担額

41.7億円→43.8億円

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

住宅・建築物の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や密集市街地の改善、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な制度拡充や耐震対策緊急促進事業の延長等の財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 大規模地震時に甚大な被害の発生が想定される本市では、既存建築物の耐震化や密集市街地の改善が急務であり、これまで耐震対策等の制度拡充に努めてきました。
- 住宅・建築物に対する各種施策の取組により、今後も、まち全体の総合的な耐震化を推進するため、制度拡充や時限措置となっている耐震対策緊急促進事業の延長が必要です。
- 密集市街地対策を加速させるため、地域における積極的な取組を国として評価し、地域の防災性能の向上に有効な建築物への更新に対して限定的となっている助成内容を拡充するなど一層の制度拡充が必要です。
- 高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備・改善など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組の推進が必要です。

■ 費用

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ○ 平成31年度計画事業費 | 約36.8億円（国費 約16.3億円） |
| ・ 住宅・建築物の耐震対策事業 | 約 2.8億円（国費 約 1.3億円） |
| ・ 密集市街地の改善事業 | 約 1.1億円（国費 約 0.5億円） |
| ・ 公営住宅整備事業等 | 約32.9億円（国費 約14.5億円） |

■ 効果等

- 住宅・建築物の耐震性、耐火性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

住宅・建築物の耐震対策事業等

建築物の耐震化の更なる促進を図るために、平成27年度に改定を行った新たな「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

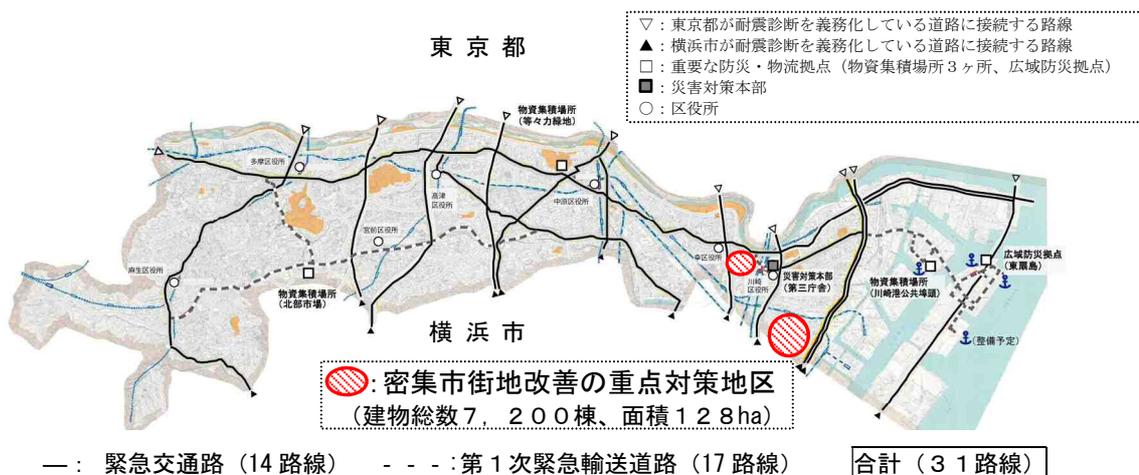
■住宅・建築物の耐震化事業（民間建築物）

目標：住宅及び特定建築物の耐震化率を平成32年度末までに95%とする。

（平成29年度末の耐震化率 住宅：92.8% 特定建築物：93.1%）

主な取組

- ・木造住宅耐震対策・民間マンション耐震対策・特定建築物等耐震対策
- ・耐震診断義務化沿道建築物耐震対策



沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図

■住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

目標：重点対策地区内の焼失棟数を平成32年度末までに3割減とする。

主な取組

- ・密集住宅市街地整備促進事業、老朽建築物除却事業、住宅等不燃化推進事業など

公営住宅整備事業等

■公営住宅整備事業

- ・中野島住宅（1棟 21戸）

■公営住宅ストック改善事業

- ・長寿命化型・安全性確保型等改善事業（全17団地 45棟）

■高齢者、障害者等の居住の安定

- ・マンション共用廊下等段差解消工事、居住支援推進事業 など

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

この要請文の担当課 / まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-2731
 まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 TEL 044-200-2993
 まちづくり局指導部建築管理課 TEL 044-200-3017

消防施設及び緊急消防援助隊の整備について

【総務省】

■ 要請事項

- 1 消防施設等の整備について、必要な財政措置を講ずること。
- 2 緊急消防援助隊の整備について、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、更なる消防力の充実・強化を図っています。
- 防災拠点となる消防署所等の早期改築・改修が求められており、安定稼働に向けた消防指令システムの非常用発電機の整備や消防・救急無線局（固定）の再整備など、事業の推進が喫緊の課題とされています。
- 指定都市は、大規模な災害等に即応するため、消防車両等の充実強化を図り、一度強化した装備についても、これを維持するため計画的な更新整備が必須であり、災害発生時には広域的に消防・救助活動を展開する役割を有しております。
- 整備費用の財政負担も大きく、国の補助金について、緊急消防援助隊設備の更新より新規整備が優先されることや、交付額の合計が9,500万円（零細補助基準額）に満たない場合に交付決定を受けられないことについて、配分方針と採択基準の見直しを要望します。

■ 費用

- 平成31年度計画事業費
 - ・ 消防施設整備事業等 約5.0億円
 - ・ 緊急消防援助隊設備整備事業等 約5.4億円

■ 効果等

- 大規模災害への対応力の早期確立

消防施設整備事業等

| 区 分 | | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | |
|------|--------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|
| 事業概要 | 消防庁舎 | 航空隊庁舎整備 | 改築 (解体工事等) | — | — |
| | | 多摩消防署 宿河原出張所 | 改築 (設計等) | 改築 (本体工事等) | — |
| | 消防施設 | 臨港消防署 千鳥町出張所棧橋 | 改築 (本体工事等) | — | — |
| | 消防団 | 中原消防団 住吉分団市ノ坪班 | 改築 (設計等) | 改築 (本体工事等) | — |
| | 耐震性貯水槽 | | 新設 (1基 設計等) | 新設 (1基 工事) | 新設 (1基 設計等) |
| | 消防情報通信の高度化 | | 非常用 発電機工事 | 非常用 発電機点検整備 | — |
| | 消防救急無線固定局等整備 | | 無線設備整備 | 無線設備整備 | 無線設備整備 |
| | 合計(概算) | | 約3.0億円 | 約5.0億円 | 約2.4億円 |

緊急消防援助隊設備整備事業等

| 区 分 | | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 事業概要 | 消防自動車等 | 9台 | 15台 | 16台 |
| | 救急自動車 | 4台 | 4台 | 4台 |
| | 合計(概算) | 約4.6億円 | 約5.4億円 | 約6.4億円 |

| | |
|---------------------|------------------|
| この要請文の担当課／消防局総務部庶務課 | TEL 044-223-2512 |
| 消防局総務部施設整備課 | TEL 044-223-2548 |
| 消防局警防部指令課 | TEL 044-223-2544 |

石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 国が公表した首都直下地震被害想定及び南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性について検証、見直し等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化対策や津波対策、護岸の改修等の減災対策への支援の継続と拡充に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。
- 3 施設の経年劣化に対する維持管理技術の開発や情報提供を行うこと。また、経年劣化した配管等の施設改修へのインセンティブを向上させる取組を進めること。
- 4 事業者がコンビナート保安人材を育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。

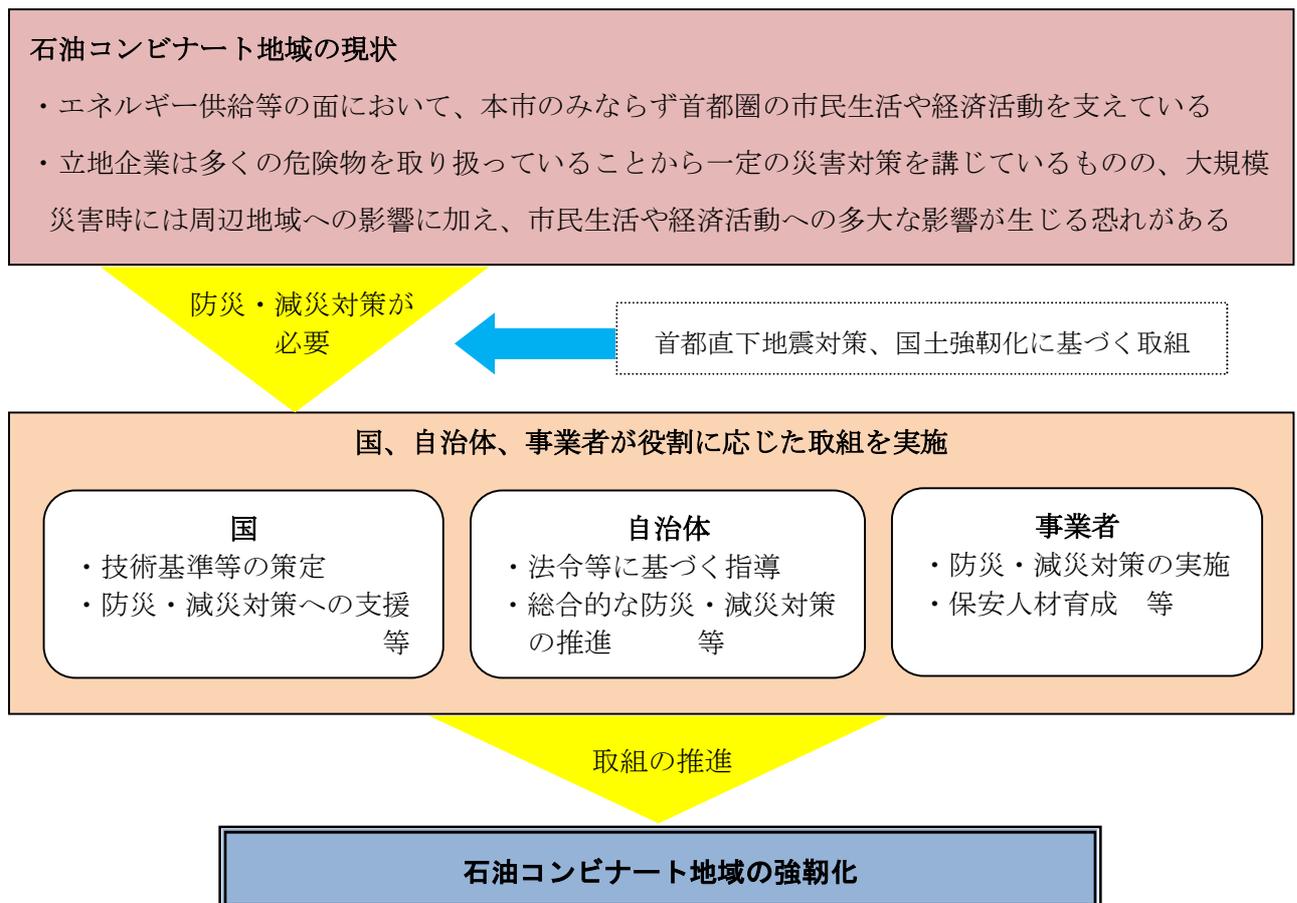
■ 要請の背景

- 臨海部の石油コンビナート等特別防災区域等に立地する企業は、法律等に基づいて一定の災害対策を講じています。しかしながら、首都直下地震被害想定においては、危険物・コンビナート施設に関して東京湾沿岸において流出約60施設、破損等約730施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国においては、東日本大震災や各種被害想定調査結果等を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しの検討や検証を実施するとともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化に要する費用の補助及び民有護岸の耐震改修に対する支援制度など、強靱化に向けた取組を推進することが必要です。

- 本市では、臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、平成25年4月に川崎市臨海部防災対策計画を策定(平成29年11月改定)し、石油コンビナート地域における総合的な防災・減災対策を推進するとともに、平成28年3月に川崎市国土強靱化地域計画を策定し、強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進しております。
- 石油コンビナート地域における事前防災・減災対策の考え方に基づく強靱化については、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組を実施することが必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興



この要請文の担当課／総務企画局危機管理室危機管理計画担当 TEL 044-200-2478

五反田川放水路整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところです。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっております。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっております。このため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めており、現在、暫定供用による整備効果の早期発現を目指しております。

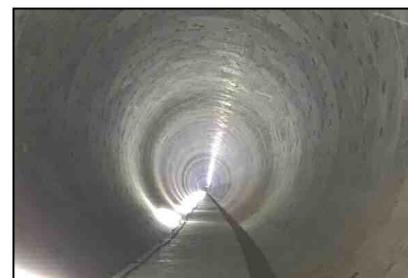
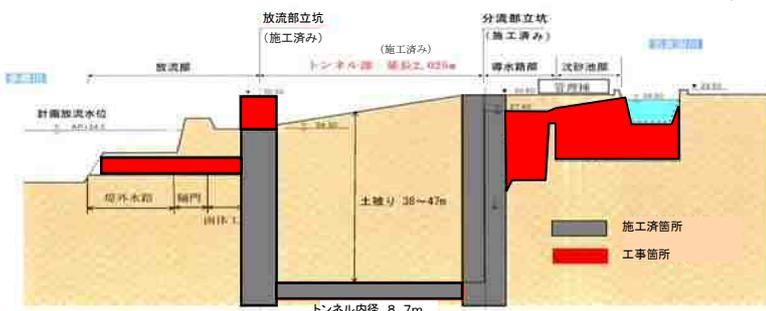
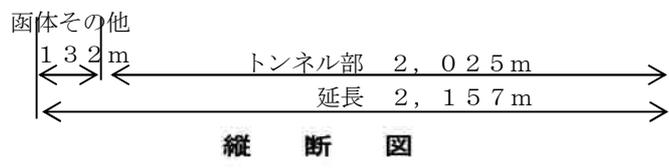
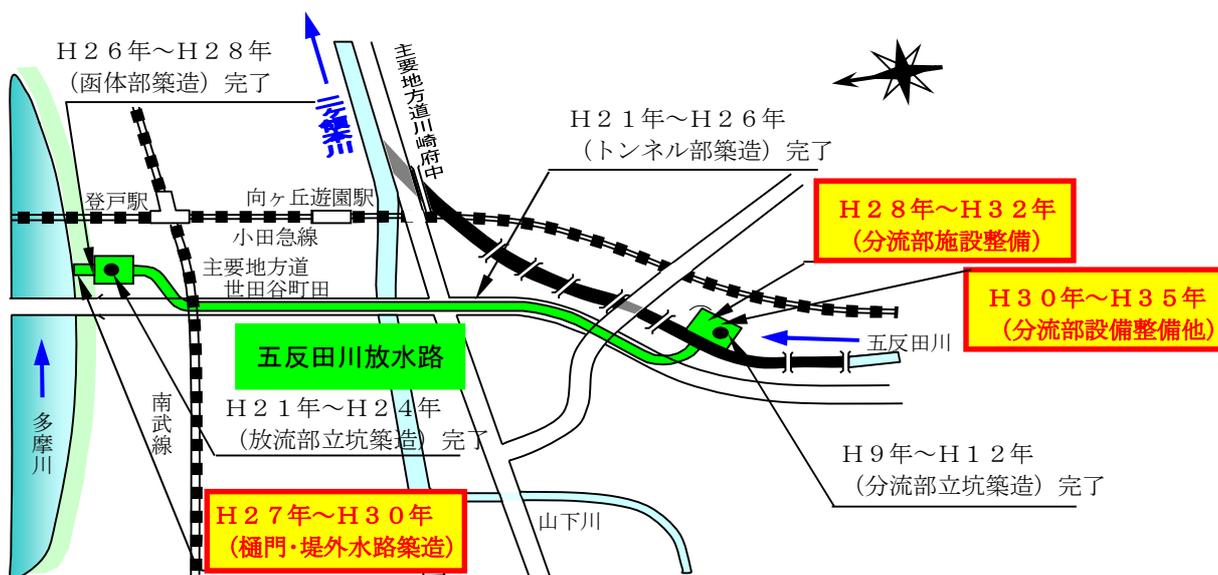
■ 費用

- 総事業費 約300億円（国費 約85.9億円 県費 約85.9億円）
- 平成31年度計画事業費 約17.3億円
（国費 約4.4億円 県費 約4.4億円）

■ 効果等

- 五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備することで、放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量90mm対応となります。
- 面積約341ha、約7,100戸の浸水想定被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



トンネル部

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～平成35年度（平成31年度から暫定供用）
- 総事業費 約300億円
- 事業の概要 延長2,157m
（うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m）
- 計画高水流量 150m³/秒

○今後の事業費の見込み

単位：億円

| | | H27年度 まで | H28年度 | H29年度 | | | | 暫定供用 | | | | 完成 | | 合計 |
|-----|-------|-------------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|
| | | | | H29年度 | | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 | H34年度 | H35年度 | | | |
| | | | | 当初 | 補正 | | | | | | | | | |
| 事業費 | 補助 | 国費 | 51.8 | 4.4 | 3.3 | 1.4 | 3.5 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 3.9 | 85.9 |
| | | 県費 | 51.8 | 4.4 | 3.3 | 1.4 | 3.5 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 3.9 | 85.9 |
| | | 市費 | 51.8 | 4.4 | 3.3 | 1.4 | 3.5 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 4.4 | 3.9 | 85.9 |
| | | 小計 | 155.4 | 13.2 | 9.9 | 4.2 | 10.5 | 13.2 | 13.2 | 13.2 | 13.2 | 13.2 | 11.7 | 257.7 |
| | 単独 | 20.7 | 0.5 | 2.0 | | 2.7 | 4.1 | 3.3 | 2.6 | 2.8 | 3.0 | 41.7 | | |
| 合計 | 176.1 | 13.7 | 16.1 | | 13.2 | 17.3 | 16.5 | 15.8 | 16.0 | 14.7 | 299.4 | | | |

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

- ・ 戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進
- ・ 殿町地区における土地利用更新等の機会を捉えた機動的な対応

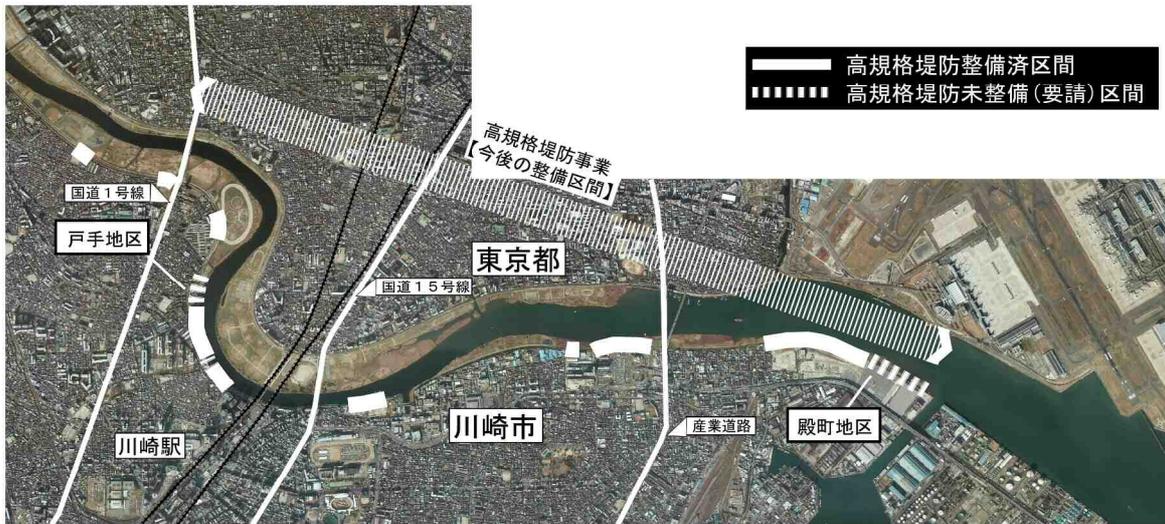
■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成23年12月の第7回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道1号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 整備区間内の戸手地区については、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、また、増水時に度々冠水し、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などにおいて甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域となっているため、残る上流部についても整備を推進し、早期に完了する必要があります。
- 殿町地区については、「国際戦略総合特区」、「国家戦略特区」及び「特定都市再生緊急整備地域」の指定を受け、羽田空港との近接性等を活かしたライフサイエンス分野の高度な先端技術を有する研究機関等が集積する世界的なイノベーション創出拠点の形成が進んでいるところです。未整備区間においても既に施設の整備が行われている状況ではありますが、我が国の国際競争力の強化を牽引する拠点であることから、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、土地利用の更新等の機会を捉えて、機動的に対応していく必要があります。

■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・殿町地区（位置図）



高規格堤防整備事業（概要）



戸手地区



殿町地区



この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-2730

エネルギーに関する取組の推進について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 低炭素社会の実現、自立分散型エネルギーシステムやスマートシティの構築に向けて、最先端の環境配慮機器及び次世代自動車等の導入や関連する技術開発を促進するための財政措置を講ずること。
- 2 再生可能エネルギーの普及拡大は、持続可能な低炭素社会の構築だけでなく、蓄電池等との組み合わせにより災害時にも有効な自立分散型エネルギーともなることから、今後耐用年数を迎える太陽光発電設備やその付帯設備、また蓄電池等の計画的な更新に向け必要な仕組みを構築し、支援を講ずること。
- 3 電力需給などエネルギーに関するデータは、取組を効果的に推進する上で、基礎となる重要な情報であることから、誰もが的確に把握できるような仕組みを構築すること。

■ 要請の背景

- 国においては、現在、エネルギー基本計画の見直しを行っており、2030年までに再生可能エネルギーを初めて「主力電源」と位置づけ、最大限導入していく方針とする政策案が総合エネルギー調査会基本政策分科会にて示されたところです。
- エネルギー政策は、国が行う重要な政策の一つですが、本市では、パリ協定の採択を受け、新たに策定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき温暖化対策を推進しています。その中では「再生可能エネルギー等の導入と最適利用による低炭素なまち」の実現を目指し、ICTを活用したエネルギーマネジメントシステムなどによる効率的なエネルギー利用や、災害時にも有効な再生可能エネルギーや蓄電池等の導入によるエネルギーの自立分散を進めているところです。
- また、最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネを推進するためには、効率の向上や製造コストの削減などの技術開発を促進するとともに、市民や事業者の導入を促進するような支援制度が必要です。
- 多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え行動するためには、エネルギー状況の把握が重要であることから、市民・NPO・事業者・大学・研究機関など、誰もがエネルギーの状況を的確に把握できる仕組みが必要です。

川崎市地球温暖化対策推進基本計画 ～CCかわさきエコ暮らし・未来へつなげる 30 プラン～

将来的に目指すべき低炭素社会のイメージ（2030年のまちの姿）

- エコ暮らし（スマートライフスタイル）が定着し、エネルギーの最適利用などにより、温室効果ガス排出量が削減されるとともに、気候変動の影響への適応が進み、市民の健康で快適な暮らしや地域経済の活性化が図られている。
- 都市の機能において、エネルギーマネジメントシステムをはじめ、ICTやデータの利活用による創エネ・省エネ・蓄エネの取組が進められるとともに、都市機能がコンパクトに集積し、一人ひとりが豊かさを実感できるスマートなまちづくりが行われている。
- 川崎の強みである環境技術の利活用を通じて、温室効果ガス排出量のさらなる削減を実現している。
- 国際的な環境活動や環境技術の移転を通じ、地球全体での温室効果ガス削減に貢献する取組が活発化している。
- 市民・事業者・行政の各主体がその重要性を認識し取り組むとともに、各主体の連携・協働の取組が一層進んでいる。



この要請文の担当課／環境局地球環境推進室 TEL 044-200-2956

微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダント削減の取組について

【環境省・経済産業省】

■ 要請事項

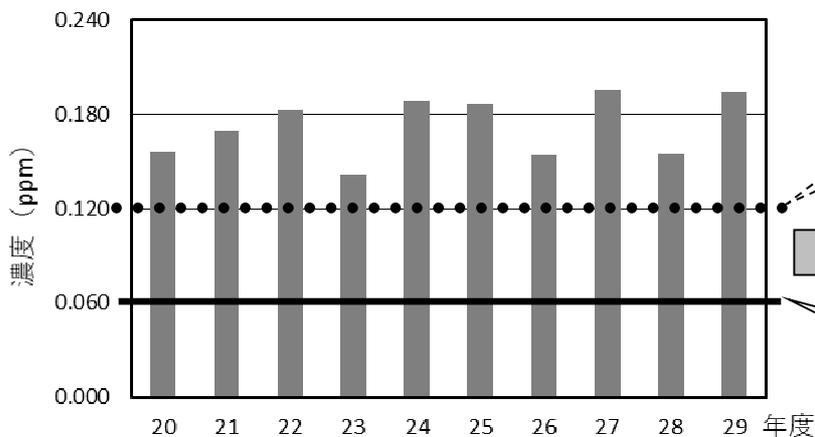
- 1 国民の健康を保護するため、微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントについての大気中の挙動や揮発性有機化合物（VOC）由来の二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、国内における排出抑制策を推進すること。
- 2 発生源等の実態把握については、国が主体となって地域ごとの特色を考慮した調査を行うとともに、自治体が独自に行う調査に対して必要な財政措置を講ずること。
- 3 越境汚染対策のための国際的な取組を引き続き推進すること。
- 4 自動車への燃料給油時のVOC排出抑制のため、給油所側での対策（Stage 2）の普及に向けて、燃料小売事業者への支援を実施すること。

■ 要請の背景

- PM2.5につきましては、平成28年度に川崎市内で全測定局において初めて環境基準を達成したところですが、環境基準の継続的な達成に向けて引き続き取り組む必要があります。また、光化学スモッグにつきましては、毎年注意報が発令されている状況にあります。このため、PM2.5や光化学オキシダント対策を検討・推進するため様々な原因物質の発生源とその排出実態を明らかにするとともに、生成機構等を早急に解明する必要があります。
- 発生原因は国内の発生源寄与とあわせて、越境汚染の寄与も推定されており、さらに、国内の発生源については、地域ごとに特色がみられるため、より効果的な対策を進めるには、国が主体となって地域ごとの詳細な調査を行う必要があります。また、自治体が独自に発生源等の調査を行う場合には多大な財政負担となることから、国の財政支援が必要となります。
- 大気汚染が問題となっている諸外国において、公害克服に努めてきた経験及び先進的な環境技術による国際貢献が重要であり、越境汚染を抑制するためにも、現在、国が進めている二国間連携などの取組を引き続き推進する必要があります。
- 「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十三次答申）（平成29年5月中央環境審議会）」において、業界が自主的取組計画を定めてStage 2の導入を促進することが適当であるとしております。中小・零細の燃料小売事業者にあつては、機器の更新に係る負担が過大であることから、大気環境の保全を目的とした財政措置が必要です。

川崎市における状況

○光化学オキシダントの年度ごとの1時間値の最高値



光化学スモッグ注意報発令基準：0.12ppm 以上の状態で継続するとき

毎年の最高値は環境基準の約3倍

環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること

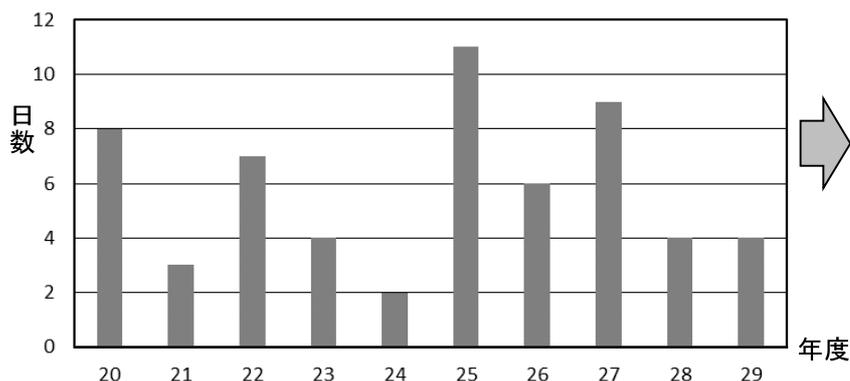
○光化学オキシダント環境基準超過日数

| 測定局名 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 麻生弘法松公園 | 103日 | 114日 | 103日 | 90日 | 112日 |

麻生区の測定局においては、過去5年間では100日程度環境基準を超過している。

年間の約3割は環境基準を超過

○光化学スモッグ注意報の発令日数



毎年複数回注意報が発令

川崎市総合計画では、平成33年度までに光化学スモッグ注意報の発令日数0日を目指しています。

廃棄物処理施設整備事業の推進について

【環境省】

■ 要請事項

循環型社会形成を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備事業として、橘処理センター、堤根処理センター及び入江崎クリーンセンターの建設に必要な財政措置について、内容を拡充し、今後も継続して実施すること。

■ 要請の背景

- 本市では、4つの処理センターで廃棄物を処理していましたが、将来にわたり安定的かつ効率的な処理を継続して行うため市内4つの処理センターの敷地を有効活用し、全体で3つの処理センターを稼働し、うち1つを休止、建設中とする3処理センター体制へ平成27年度に移行しました。引き続き、長期的な視点にたった施設整備が必要になります。
- 現在は、休止中の橘処理センターの建替に向け解体撤去工事を実施しており、また、平成35年度に予定している堤根処理センターの建替に向け基本計画策定等を進めています。併せて、老朽化した入江崎クリーンセンターの建替に向け、発注仕様書作成等を進めています。

■ 費用

- 平成31年度計画事業費

橘処理センター整備事業

- ・橘処理センター建設工事（7年契約3年次目）

予定額1,305,880千円（国費 約140,840千円）

堤根処理センター整備事業

- ・基本計画策定業務委託（3年契約3年次目）

予定額5,360千円（国費 約1,780千円）

- ・整備計画策定業務委託（3年契約1年次目）

予定額13,000千円（国費 約4,330千円）

- ・環境影響評価業務委託（その1）（2年契約2年次目）

予定額1,310千円（国費 約430千円）

- ・環境影響評価業務委託（その2）（4年契約1年次目）

予定額3,000千円（国費 約1,000千円）

入江崎クリーンセンター整備事業

- ・発注仕様書作成及び総合評価落札方式支援業務委託（3年契約1年次目）

予定額800千円（国費 約260千円）

橘処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ ごみ焼却処理施設
600 t / 日 (200 t / 日 × 3 炉)
- ・ 資源化処理施設
ミックスペーパー 45 t / 5 時間



事業年度

- ・ 平成28年度～平成31年度 橘処理センター解体撤去工事
- ・ 平成29年度～平成35年度 ごみ焼却処理施設及び資源化処理施設建設工事

堤根処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ ごみ焼却処理施設 未定

事業年度

- ・ 平成29年度～平成33年度 基本計画及び整備計画作成
- ・ 平成30年度～平成34年度 環境影響評価手続
- ・ 平成35年度～平成45年度 解体撤去工事及びごみ焼却処理施設等建設工事

入江崎クリーンセンター整備事業

施設・処理能力

- ・ し尿処理施設 未定

事業年度

- ・ 平成29年度～平成30年度 基本計画等作成
- ・ 平成31年度～平成33年度 建設工事総合評価手続
- ・ 平成33年度～平成36年度 し尿処理施設建設工事

緑地保全事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや施設整備、緑地の再生に向けた萌芽更新などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

- 本市では、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて取組を進めています。
- 保全した緑地を良好に保全し管理するために、市民等との協働による保全管理活動を進めておりますが、管理施設や斜面地の保全を図る施設の整備が必要となっています。また、保全された緑地の景観、生態系を再生させるために、持続的な林床管理と樹木の萌芽更新が必要となっています。
- 本市は、市域の約88%が市街化区域であり、首都圏の中心部に位置しております。そのため土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっています。

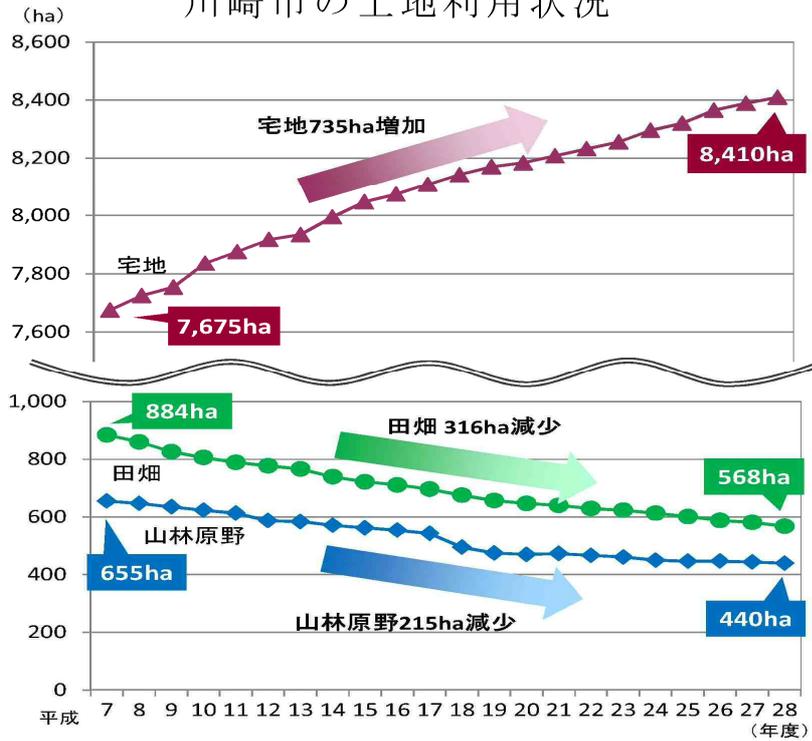
■ 費用

- 平成31年度計画事業費 約10億円（国費 約3.7億円）
 - ・ 特別緑地保全地区用地取得費 約3ha 約8億円（国費 約2.7億円）
 - ・ 特別緑地保全地区整備費 約2億円（国費 約1.0億円）

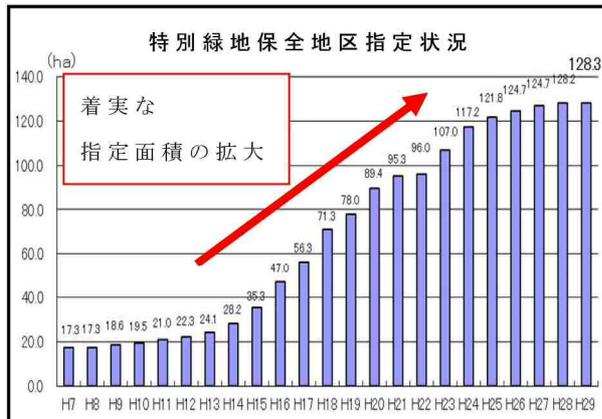
■ 効果等

- 都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など

川崎市の土地利用状況



緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



里山の風景 (黒川海道特別緑地保全地区)



市民協働による保全管理活動



緑地保全と斜面安定の両立 (ノンフレーム工法)

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

公園等整備事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

公園における防災機能の充実や公園施設の長寿命化、本市の大規模公園である生田緑地や富士見公園の再編整備などに必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 地域コミュニティの場となる公園は、本格化する少子高齢化を見据え、公園施設のバリアフリー化を進めています。また、発生が想定されている「首都直下地震」等では甚大な被害が想定されており、防災・減災対策の充実を図るための施設を整備しています。
- 公園施設の老朽化対策として、戦略的な維持管理・更新を推進し、長寿命化を図っています。
- 本市最大の緑地である生田緑地は、多様な主体が参加し、生物多様性に配慮した施設整備を進めています。また、菅生緑地では里山の景観を活かした施設整備を進めており、富士見公園は都市のオアシス空間として、緑豊かなくつろぎの場やレクリエーション活動の場などの創出に向けた、公園の再整備を進めています。

■ 費用

- 平成31年度計画事業費 約5.5億円（国費約2.5億円）
 - ・ 用地取得費 約2.0億円（国費約0.7億円）
 - ・ 整備費 約3.5億円（国費約1.8億円）

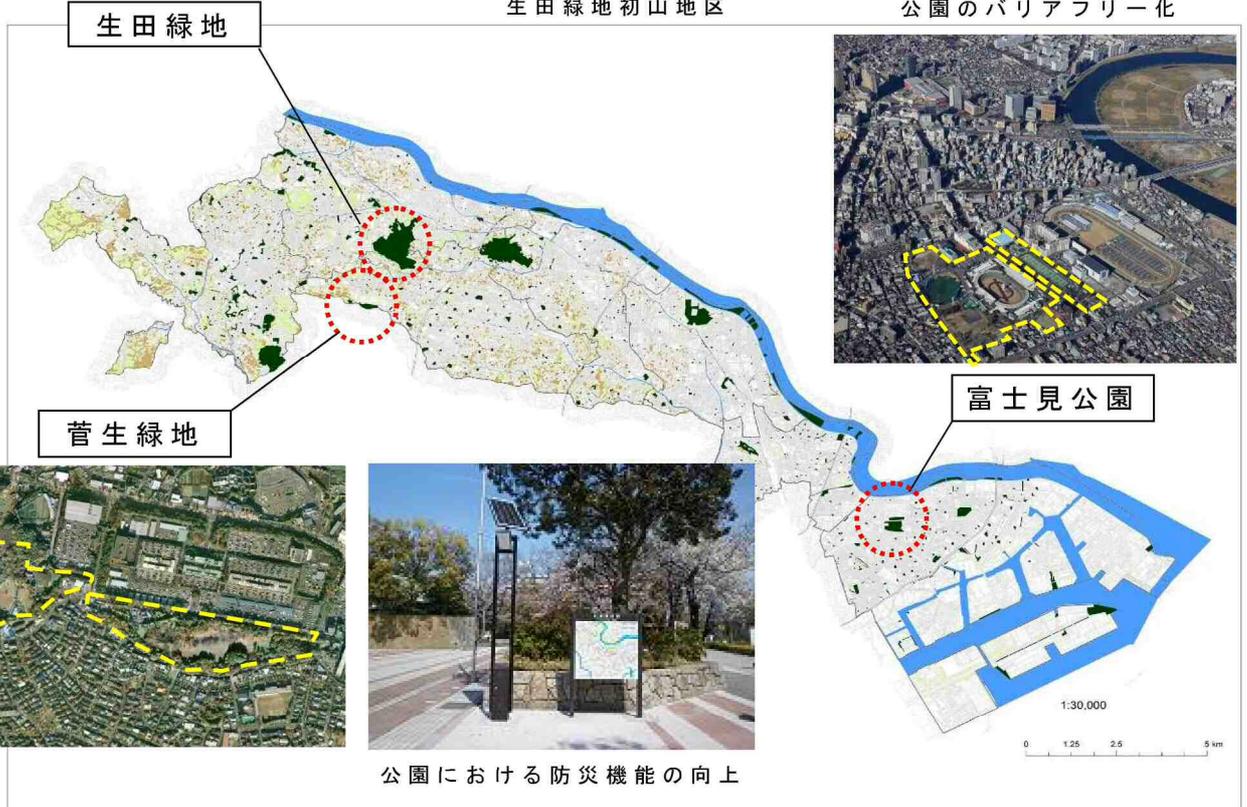
■ 効果等

- 公園のバリアフリー化、災害時における防災機能向上による安全安心なまちづくり
- ライフサイクルコストを縮減し、適切なサービス水準の確保
- ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、水源・湧水地の保全等
- 市民の健康増進、レクリエーション機能、都市景観の向上



生田緑地初山地区

公園のバリアフリー化



公園における防災機能の向上

図 川崎市事業位置図

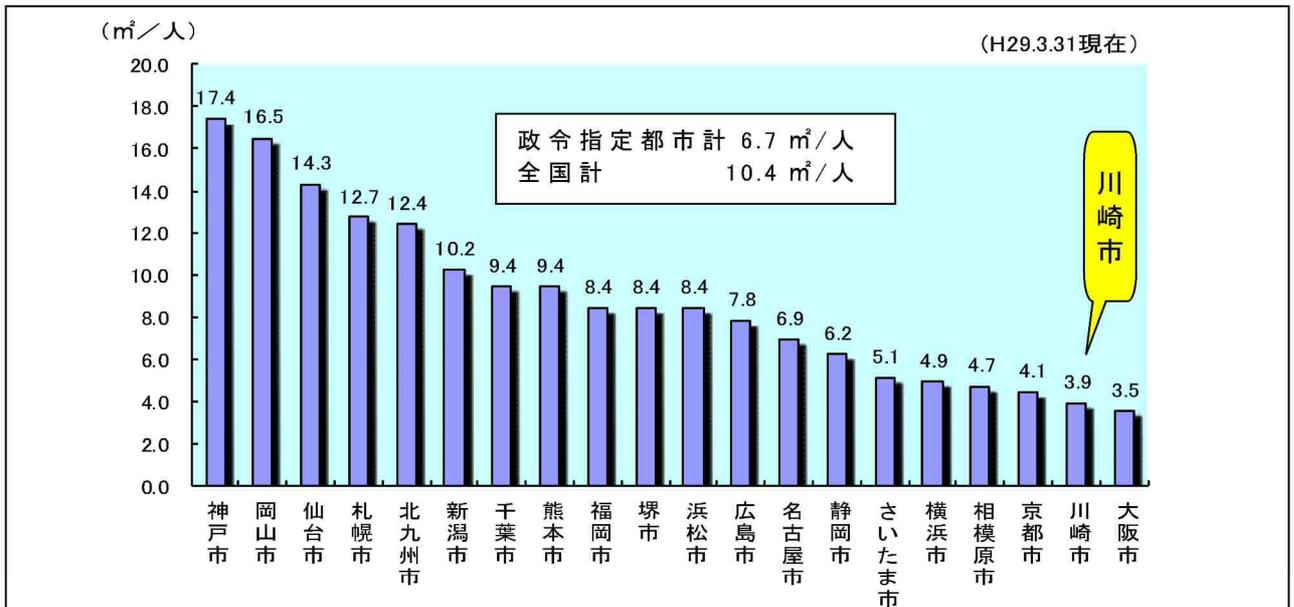


図 一人あたりの都市公園面積 政令指定都市比較

この要請文の担当課 / 建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2390

等々力緑地再編整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

災害時の広域避難場所・活動拠点及びスポーツ・レクリエーションの拠点となる等々力緑地の再編整備の推進に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 等々力緑地は、本市の広域拠点である小杉駅周辺地区に隣接しており、武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発事業等も進む中、平成27年度に陸上競技場新メインスタンド、平成28年度に緑地のメインエントランスとなる正面広場の整備が完了しましたが、引き続き都市景観の形成など、多摩川をはじめとした周辺環境と連携した魅力を高めるまちづくりにつなげる必要があります。
- 広域避難場所である等々力緑地は、災害時の活動拠点としての整備や、防災機能の強化が必要となっており、平成28年度から災害時に消防の活動拠点となる硬式野球場の整備を進めています。工事着手後、想定外の地中埋設物等の出現により工期を延長しておりますが、硬式野球場の整備を進めるため、引き続き、国の財政支援が必要不可欠となっております。

■ 費用

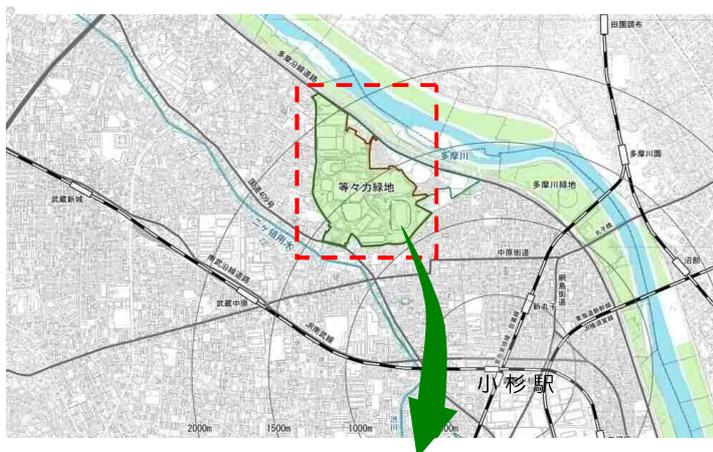
- 平成31年度計画事業費 約13.7億円（国費 約6.0億円）

■ 効果等

- 災害時の活動拠点としての活用（広域避難場所としての機能充実）
- 防犯性や安全性の向上により安全・安心なまちづくりへの寄与
- 緑地内施設のポテンシャルの有効活用による利用者の利便性の向上
- 市内の産業、商業、文化等との連携や周辺まちづくりとの連携による地域の賑わいの創出

都市公園事業（等々力緑地）

広域避難場所である等々力緑地において、陸上競技場や硬式野球場等の施設を、災害時の活用や、通常時は地域の交流拠点となるよう整備を行います。



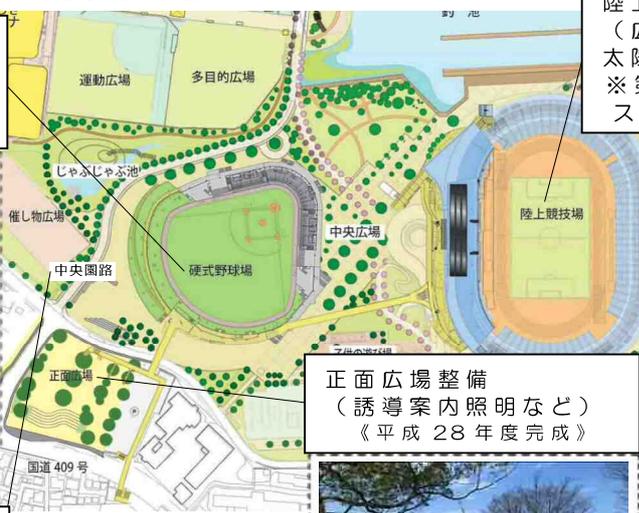
< 等々力緑地における防災に関する取組 >

硬式野球場整備
（広域応援部隊の活動拠点・太陽光発電など）
《平成 28～32 年度》



硬式野球場イメージ図

中央園路整備
（硬式野球場への緊急車両進入経路など）
《平成 32 年度》



正面広場整備
（誘導案内照明など）
《平成 28 年度完成》



陸上競技場整備
（広域応援部隊の活動拠点・太陽光発電など）
※第 2 期整備〔サイドバックスタンド〕《平成 33 年度～》



第 1 期整備
〔メインスタンド〕
《平成 27 年度完成》

今後の費用の見込み

（単位：億円）

| 事業名称 | | H31 計画 | H32 計画 | H33 計画 |
|---------|------|--------|--------|--------|
| 硬式野球場整備 | 事業費 | 約 13.7 | 約 20.9 | 0 |
| | うち国費 | 約 6.0 | 約 7.5 | 0 |
| 中央園路整備 | 事業費 | 0 | 約 2.0 | 0 |
| | うち国費 | 0 | 約 1.0 | 0 |
| 陸上競技場整備 | 事業費 | 0 | 0 | 約 25.0 |
| | うち国費 | 0 | 0 | 約 5.0 |
| 合計 | 事業費 | 約 13.7 | 約 22.9 | 約 25.0 |
| | うち国費 | 約 6.0 | 約 8.5 | 約 5.0 |

この要請文の担当課／建設緑政局等々力緑地再編整備室 TEL 044-200-2417

シェアサイクル導入ガイドライン等の整備について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 自転車活用推進法に基づくシェアサイクルの適正な導入促進に向けたガイドラインや指針等の整備を行うこと。
- 2 シェアサイクルの導入に伴う公共用地の活用等に関する制度を創設すること。

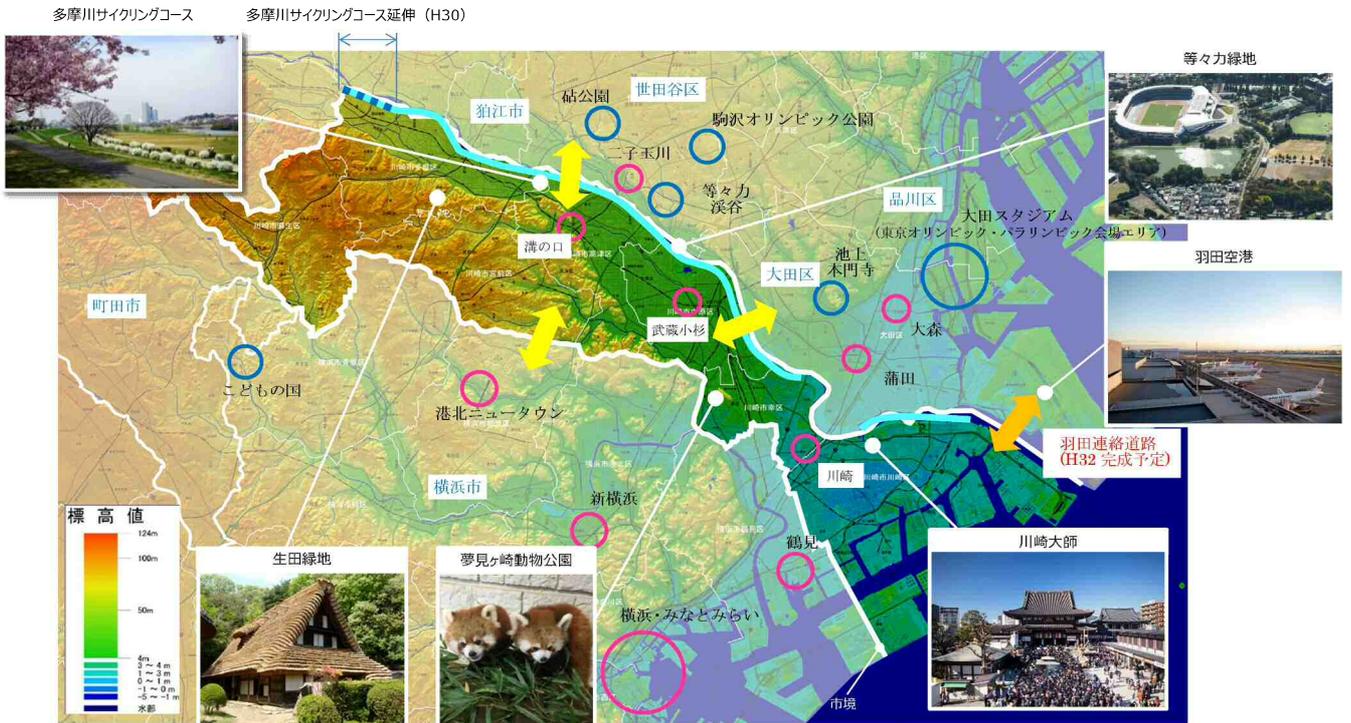
■ 要請の背景

- シェアサイクルは、公共交通の機能の補完・代替、地域の活性化や観光振興、放置自転車対策等に資する新たな交通システムとして、多くの自治体で導入や有効性、課題を検証するための実証実験等が実施されております。
- 本市でも、今後、シェアサイクルの実証実験を実施する予定ですが、利用者の利便性を高め、シェアサイクルを安全に運用するためには、シェアサイクルにおける官民の役割や運用基準等を定めたガイドラインや指針が必要となっています。
- また、シェアサイクル導入に伴う公共用地の活用につきましては、ポートの配置や規模等に関する基準がなく、民間事業者によるポート設置には、関係法令の個別調整が必要となり、多様な公共空間を効率的、効果的に活用するためには、包括的な制度の創設が必要であると考えております。

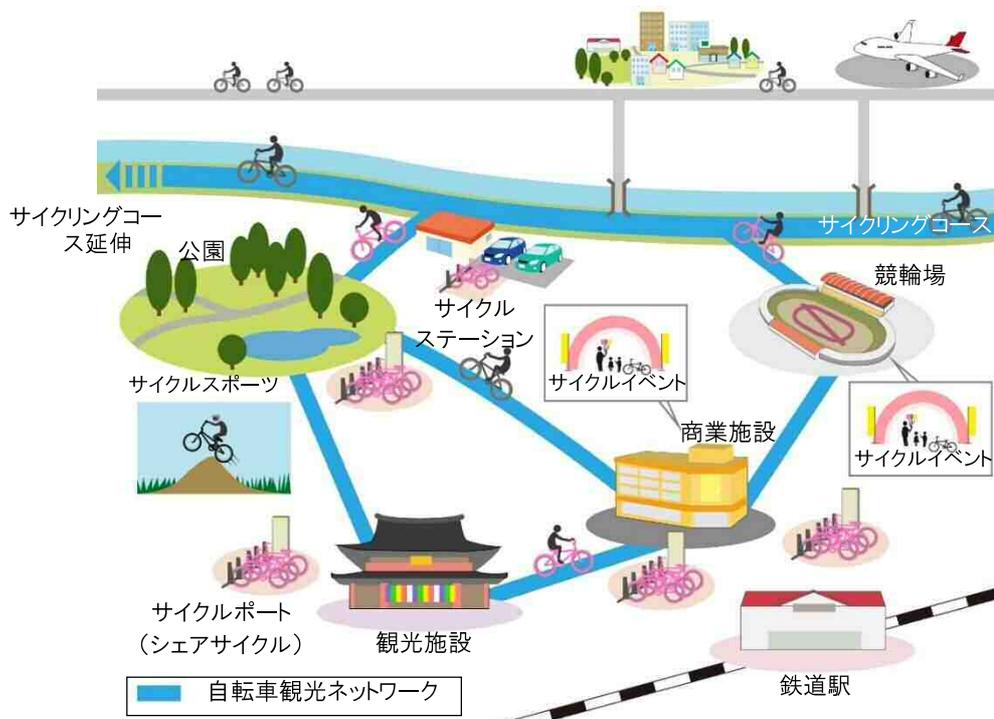
■ 効果等

- シェアサイクル導入ガイドラインや指針が策定されることで、一定水準を確保した事業者による市民の利便性の向上に資する安全で快適なシェアサイクルの導入を図ることができます。
- シェアサイクルポート設置における公共用地の活用について、包括的な制度の創設により、効率的で効果的なシェアサイクルの導入が図られます。

川崎市の地形や立地



自転車の活用イメージ図



この要請文の担当課／建設緑政局自転車活用推進室 TEL 044-200-2769

水道施設更新・耐震化の推進について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 災害発生時に被害を受けやすい非耐震管路の更新・耐震化及び経年化した基幹管路の更新を促進することについて、必要な国庫補助制度の採択基準緩和及び財政措置を講ずること。
- 2 大規模地震などの災害発生時においても施設の被害を最小限にとどめ、安定給水を確保するため、基幹施設の耐震化対策について、必要な国庫補助制度の財政措置を講ずること。

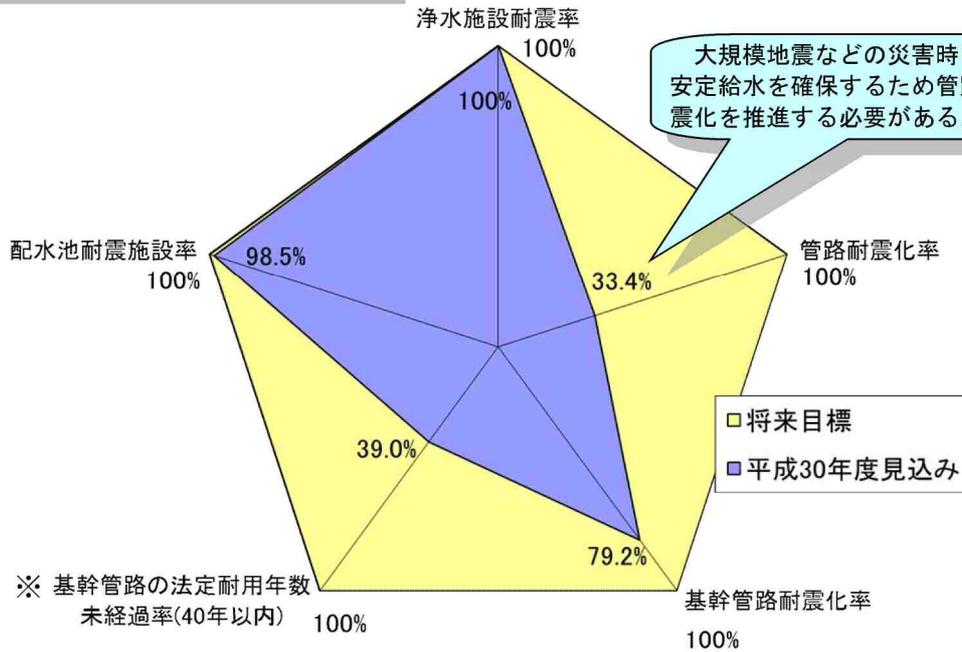
■ 要請の背景

- 昭和40年代に集中的に整備された水道管路は、今後一斉に更新時期を迎えることとなり、大規模災害時においても市民生活に欠かせない水道の供給を継続するため、経年化した非耐震管路の更新を継続的に実施し、耐震化を推進することが必要です。また、送水・配水本管などの基幹管路は主に溶接鋼管を採用しており耐震化率は高いものの経年化が進んでいることから、経年管路の更新を推進することが必要です。
- 戦後の高度経済成長期に行われた拡張事業により築造した配水池などの基幹施設は、平成34年度の完了を目標に耐震化を進めており、大規模災害発生時にも安全・安定給水を維持するために、引き続き耐震化を推進することが必要です。
- 今後、更なる水道施設の耐震化対策等を推進していくためには、多額の事業費を要しますが、本市をはじめ大都市の水道事業者の大半は、管路更新に係る補助金の採択基準の水道料金より低い料金設定であることなどから不交付となっています。事業費の財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、採択基準の緩和及び所要の財政措置が必要です。

■ 費用

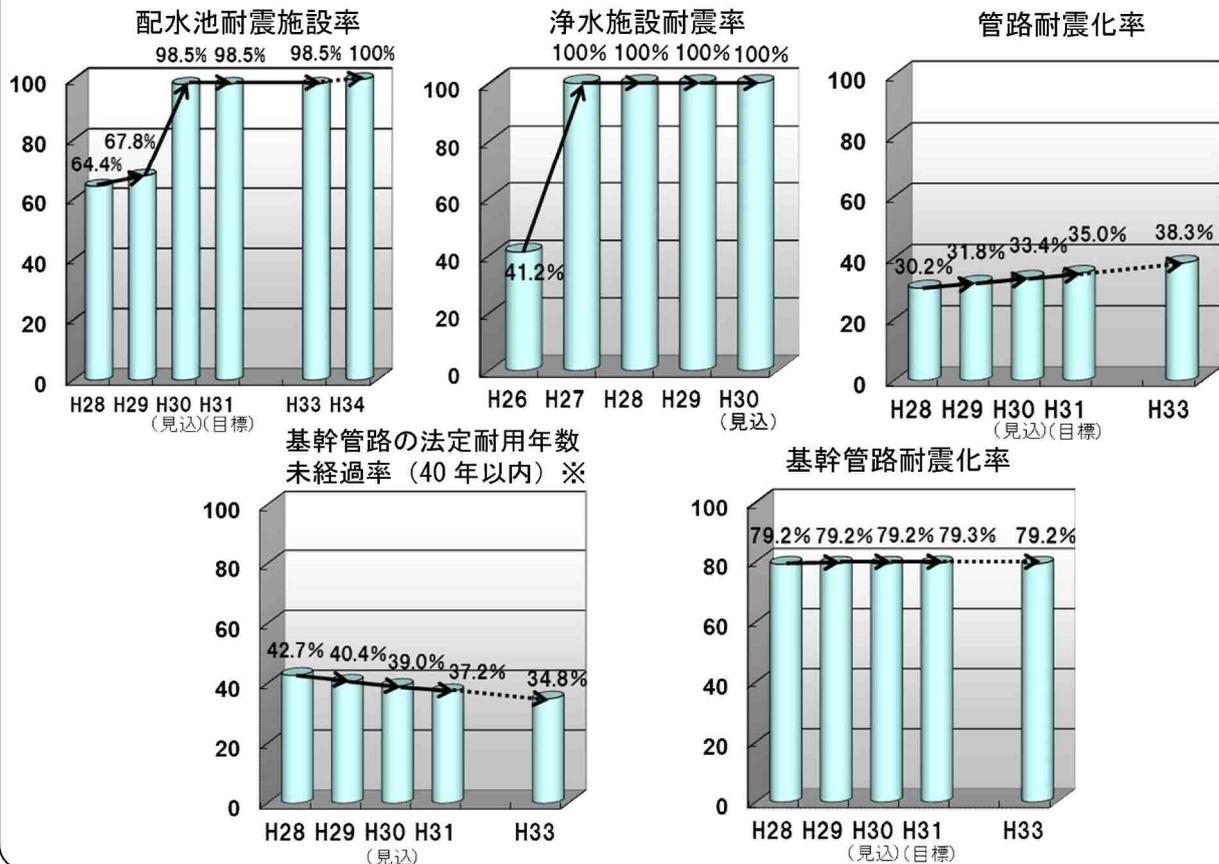
- 平成31年度計画事業費 約67億円（国費 0億円）

川崎市水道事業の計画と現状



※本指標は管路の経年化の状況を示すものであり、管路の更新は実質的な耐用年数以内とすることを目標としている。

川崎市水道事業の現状と平成31年度目標値



この要請文の担当課/上下水道局水道部水道計画課 TEL 044-200-2496

下水道施設の改築への国費負担の継続について

【財務省・国土交通省】

■ 要請事項

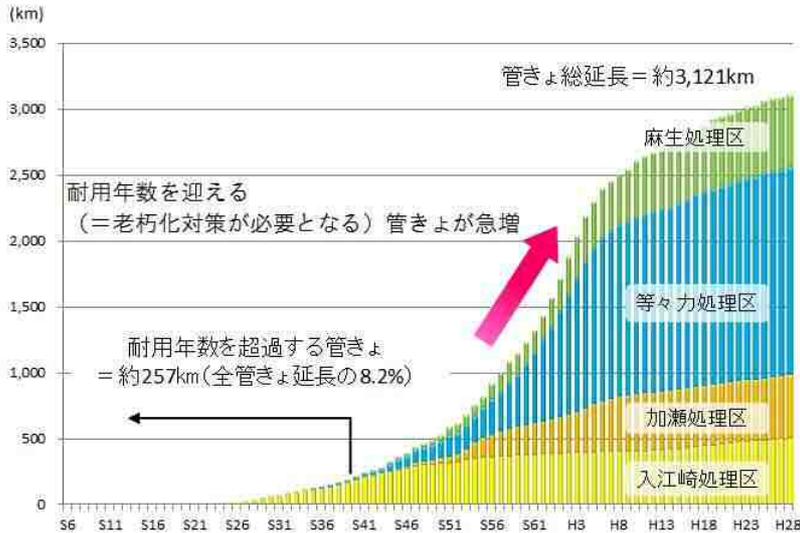
下水道施設の改築に係る国費負担について、都市の安全や安心を確保するため、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全など、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、確実に継続すること。

■ 要請の背景

- 平成29年度の財政制度等審議会において、下水道事業は受益者負担の観点から、汚水に係る下水道施設の改築について、排出者が負担すべきとの考えが提示されました。
- 下水道は、地域から速やかに汚水を排除することによって公衆衛生を向上させるとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、極めて公共性の高い社会資本であり、水質汚濁防止法でも国の責務が明示されています。また、その国費負担は地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されるとともに、下水道法では、施設の設置に加えて改築も国庫補助の対象としています。
- 本市を含めた地方公共団体では、効率的な事業運営に向けて様々な経営努力を重ねていますが、下水道事業は現行の国庫補助制度を前提として運営してきていることから、下水道施設の改築への国費負担がなくなった場合、財源不足を補うための使用料の引上げにつながるとともに一般会計への負担も増加することが懸念されます。
- 仮に、使用料の引上げを実施した場合は、市民生活や社会経済活動等に大きな影響が出ることは避けられません。また、公共性の観点から利用が義務付けられる使用料の引上げは、市民の理解が得難く、引上げが行えない場合には、施設の改築が滞り、都市部における道路陥没やトイレの使用停止などを引き起こしかねません。
- 今後も市民が安全で安心な社会生活を継続するため、下水道の公共的役割に対する国の責務は新設時も改築時も変わるものではないことを踏まえ、下水道施設の改築に対する国費負担を確実に継続すべきです。

川崎市における下水道施設の状況

下水管きよの年度別累計延長(平成28年度末)



道路陥没や下水道の機能の停止により、市民生活に重大な影響が及ぶ恐れが増大するため、改築への国費負担の継続が必要不可欠である。

処理場・ポンプ場の経過年数(平成28年度末)

処理場

| 施設名 | 経過年数 |
|---------------|------|
| 入江崎水処理センター | 56※ |
| 加瀬水処理センター | 44 |
| 等々力水処理センター | 35 |
| 麻生水処理センター | 28 |
| 入江崎総合スラッジセンター | 22 |

ポンプ場

| 施設名 | 経過年数 |
|----------|------|
| 六郷ポンプ場 | 82 |
| 渡田ポンプ場 | 74※ |
| 京町ポンプ場 | 65 |
| 古市場ポンプ場 | 64 |
| 観音川ポンプ場 | 64 |
| 大師河原ポンプ場 | 62 |
| 小向ポンプ場 | 61 |
| 加瀬ポンプ場 | 56 |
| 大島ポンプ場 | 56 |
| 丸子ポンプ場 | 55 |
| 登戸ポンプ場 | 53 |
| 戸手ポンプ場 | 50 |
| 天王森ポンプ場 | 44 |
| 等々力ポンプ場 | 44 |
| 渋川ポンプ場 | 42 |
| 江川ポンプ場 | 29 |
| 久末ポンプ場 | 26 |
| 蟹ヶ谷ポンプ場 | 26 |
| 踊場ポンプ場 | 26 |

老朽化により破損した下水管きよの内面



下水管きよの老朽化に起因する道路陥没



老朽化によるゲート設備の劣化



硫化水素による槽内部の劣化



24施設のうち12施設がすでに50年を超えており、10年後には17施設(全施設の約70%)が50年を超える見込みとなっている。
健全な下水道機能を継続的に維持していくためには、改築への国費負担の継続が必要不可欠である。

※再構築事業実施中

下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 安定した下水道サービスを継続して提供するため、老朽化した管きよの再整備に係る交付金事業制度を創設すること。
- 2 大規模地震などの災害時においても下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化などの推進に必要な財政措置を講ずること。
- 3 気候変動に伴う降雨形態の変化などを踏まえ、水害に強いまちづくりを実現するため、浸水対策・ゲリラ豪雨対策に必要な財政措置を講ずること。
- 4 快適な水辺環境の確保や地球環境に配慮するため、合流式下水道の改善や、下水処理場の高度処理化、さらには温室効果ガスの削減など、環境対策に必要な財政措置を講ずること。
- 5 主要な管きよの設置、改築に係る指定都市と一般市との格差是正を図ること。

■ 要請の背景

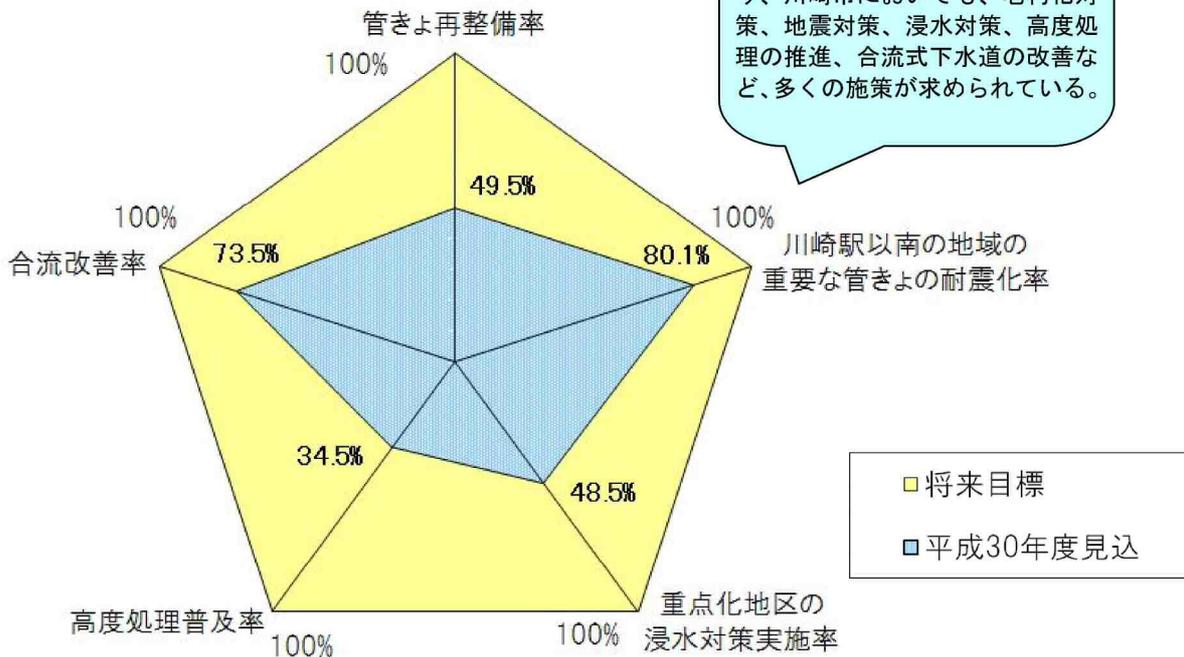
- これまで、管きよの老朽化対策については、「下水道老朽管の緊急改築推進事業」の制度を活用し、交付金を活用した再整備を計画的に実施してきましたが、本事業制度は平成30年3月31日限り、その効力を失ったところですが、しかしながら、下水道施設を安定的かつ継続的に機能させるためには、今後も交付金制度を継続して活用することが必要です。
- 下水道は市民生活を支える重要な都市基盤であり、大規模地震発生時でも下水道機能を損なうことのないよう、下水道施設の耐震化などが必要です。
- 局地的集中豪雨の頻発など、近年の気候変動に対応するための施設整備が必要です。
- 下水道は都市基盤としての役割に加え、健全な水環境の確保、温室効果ガスの削減、資源・エネルギーの有効活用等、多様な環境対策の役割を担っています。
- 合流改善や高度処理の基準達成には、施設整備に多額の費用を要する上、法令等で目標年次が定められているため、下水道経営に大きな影響を与えています。

■ 費用

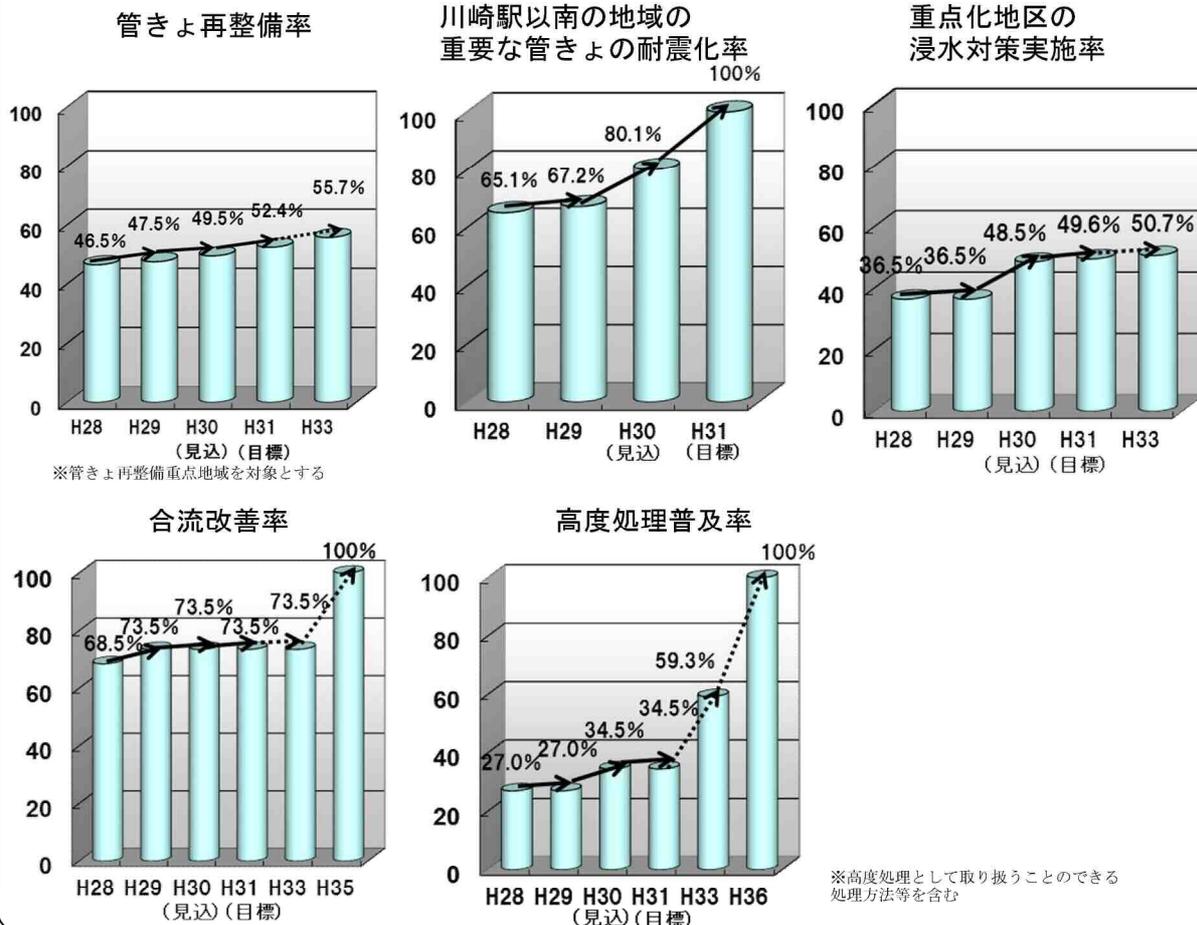
- 平成31年度計画事業費 約190億円（国費 約70億円）

川崎市下水道事業の計画と現状

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水防除に必要不可欠な社会基盤施設であり、川崎市においても、老朽化対策、地震対策、浸水対策、高度処理の推進、合流式下水道の改善など、多くの施策が求められている。



川崎市下水道事業の現状と平成31年度目標値



この要請文の担当課／上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2886

中小企業の人材確保支援及び若者の職業的自立支援の推進について

【厚生労働省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 「働き方改革」の推進による市内中小企業の人材の確保・生産性の向上等を通じた地域経済の活性化に向けた支援制度を確立すること。
- 2 地域若者サポートステーション事業について、継続的・安定的に若年者の職業的自立を支援できるよう、国からの委託期間を複数年度化とするとともに、事業の拡充を図るため、国の責任においてその所要経費のすべてを財政措置すること。

■ 要請の背景

- 景気の穏やかな回復に伴い雇用情勢は改善していますが、中小企業における人材不足は深刻化しており、従業員規模別高校卒業者の充足率の推移では、299人以下の規模における充足率が2013年の61.5%から4年後の2017年は32.8%と大きく減少しています。また、本市労働状況実態調査によると、短時間勤務や在宅勤務制度などの労働条件・職場環境の整備状況が、大企業と比較し中小企業における取組が大きく遅れています。

このことから「働き方改革」の取組を推進し、中小企業の労働条件・職場環境を整備することにより、中小企業の人材の確保・生産性の向上を図る必要があります。

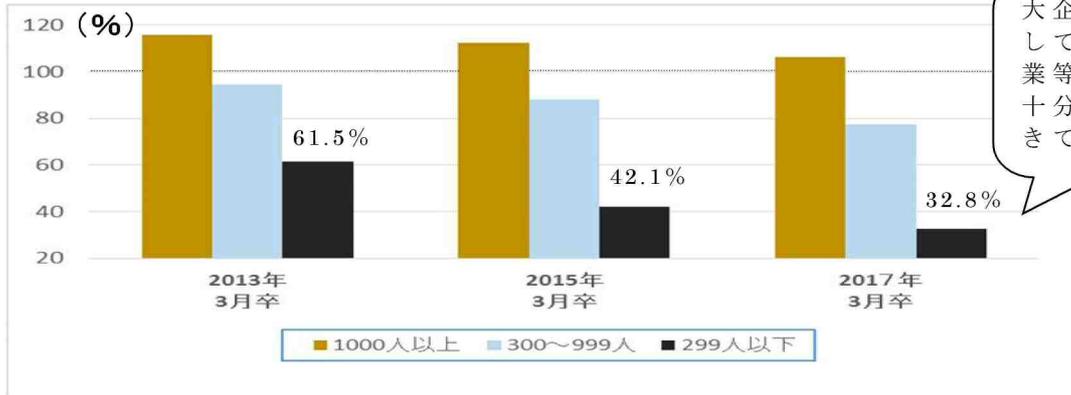
- 内閣府「子供・若者白書」によると、若年無業者数が全国で77万人と推計されるとともに、平成22年度に設置した「かわさき若者サポートステーション」の登録者数も増加傾向をたどるなど深刻な状況にあります。また、登録者それぞれの状況に応じた継続的かつ積極的な支援が必要などありますが、地域若者サポートステーションの国からの運営委託期間が単年度であること、支援プログラムの一部が地方公共団体の役割となっていることから、安定的かつ発展的な運営が困難な状況となっています。

このことから、国からの運営委託期間を複数年度とするとともに、地方公共団体の役割とされている「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラムや臨床心理士の配置については、国の責任においてその所要経費のすべてを措置することが必要です。

■ 効果等

- 職場環境の改善による人材の確保や生産性の向上を図ることにより、地域の中小企業を活性化し、持続的・安定的な地域経済の発展を実現します。
- 若年者の就業・自立支援を安定的かつ発展的に行うことにより、本来、社会の支え手であるべき若年者層が生活保護対象に移行することを防止し、安定的に就労・自立することで、国や自治体の財政基盤の強化に資するとともに、経済の活性化を促すことができます。

1 従業員規模別高校卒業者の充足率の推移（全国）



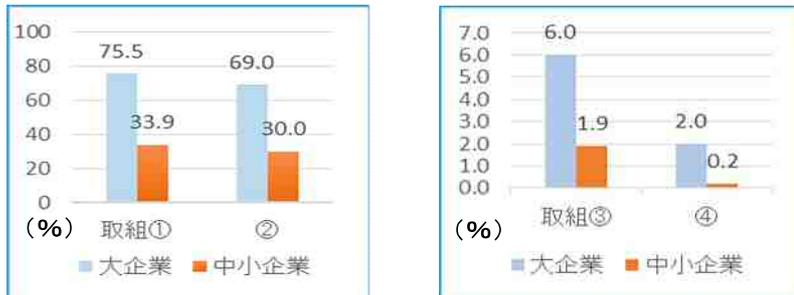
大企業と比較して、中小企業等が人材を十分に確保できていない。

（出典）厚生労働省「新規学卒者（高校・中学）の職業紹介状況」

※1 各年の新規学卒者について、公共職業安定所及び学校において取り扱った求人、就職状況を取りまとめたもの。

※2 「充足率」＝「就職者数」÷「求人数」×100

2 働き方改革の取組状況（川崎市）



大企業と比較して、中小企業は十分に取組めていない。

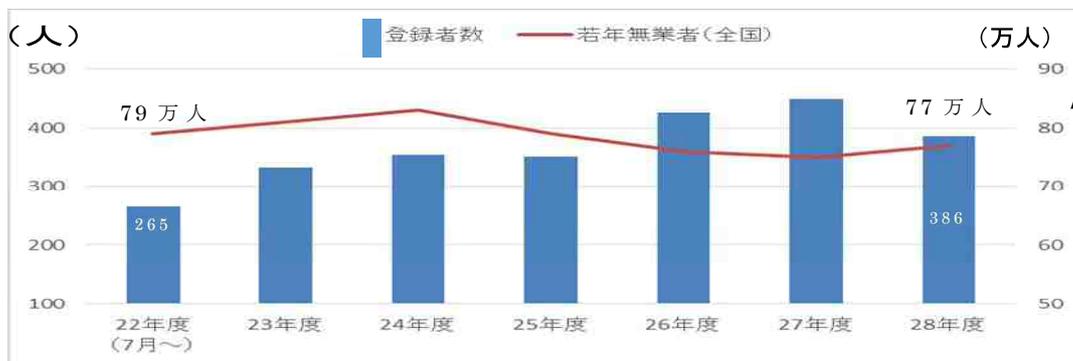
【取組】

- ① 短時間勤務やフレックスタイム等、時差勤務制度
- ② 時間外・休日勤務の免除等、勤務軽減措置
- ③ 在宅勤務制度
- ④ 託児施設の設置

※建設業、製造業、情報通通信業、運輸業、郵便業の従業員 301 人以上は大企業、300 人以下は中小企業。卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉業、サービス業の従業員 51 人以上は大企業、50 人以下は中小企業。

（出典）平成 29 年川崎市労働状況実態調査

3 かわさき若者サポートステーション(コネクションズかわさき)の登録者数と若年無業者数(全国)の推移



近年、高止まりの状態が続いている。

若年無業者数（全国）の推移

（出典）内閣府「子供・若者白書」

※1 このグラフの数値は、15～39歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

この要請文の担当課／経済労働局労働雇用部 TEL 044-200-2276

教職員定数の改善等について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 いじめ等の課題など教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細やかな指導を実現するため、義務標準法の改正による35人以下学級を実現すること。
- 2 いじめ・不登校等への早期発見・早期対応や子どもたちが抱えるさまざまな課題の解決に資するため、児童支援を専任する教員を定数として措置すること。

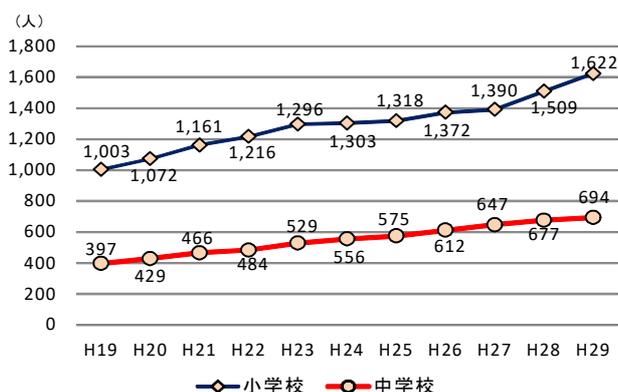
■ 要請の背景

- 学校現場では、特別支援学級に在籍する児童生徒の増加や通常の学級における発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭、外国にルーツを持つ子どもなど、さまざまな課題が存在しており、教育的ニーズのある子どもが増加し、また、教員の長時間勤務が指摘される中、新学習指導要領の着実な実施をはじめ、さまざまな教育課題への対応が求められています。本市では、きめ細やかな指導の実現のため、各学校が実情に応じて指導方法工夫改善定数を学級担任に振り分けて活用するなど、一部の学校で小学校3年生以上の35人以下学級を実施していますが、教員が子どもと向き合う時間の確保が課題となっております。
- また、本市では、子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応し、小学校における包括的な児童支援体制を構築するため、全小学校で児童支援コーディネーターを専任化していますが、児童支援コーディネーターの定数を全小学校に配置するのは困難であり、多くの小学校では、児童支援業務に専念できるよう、担当授業時間数を軽減するための非常勤講師を配置している状況です。
- 国においては、いじめ等の教育上の課題に適切に対応し、教員が子どもと向き合う時間の確保を図ることにより質の高い義務教育を実現するため、義務標準法の改正による35人以下学級の実現を小学校6学年及び中学校まで順次進めるとともに、

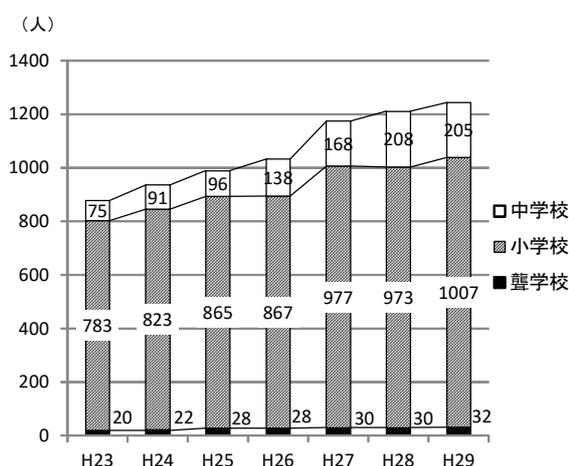
児童が抱える諸問題に適切に対応するため、児童支援を専任する教員の定数措置を図るよう要請します。

■ 現状

■ 特別支援学級在籍者数の推移



■ 通級指導教室利用者数の推移

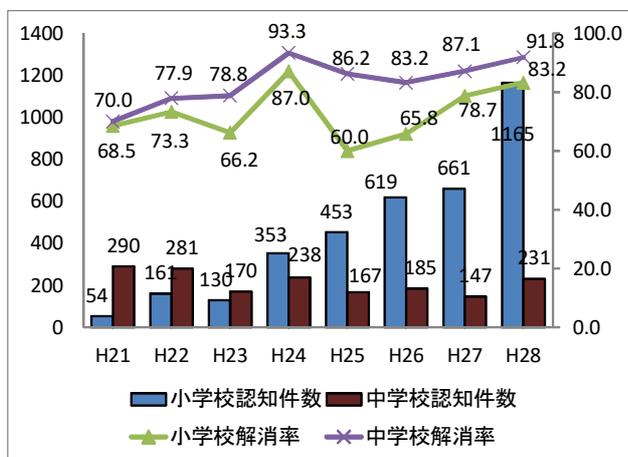


■ 効果等

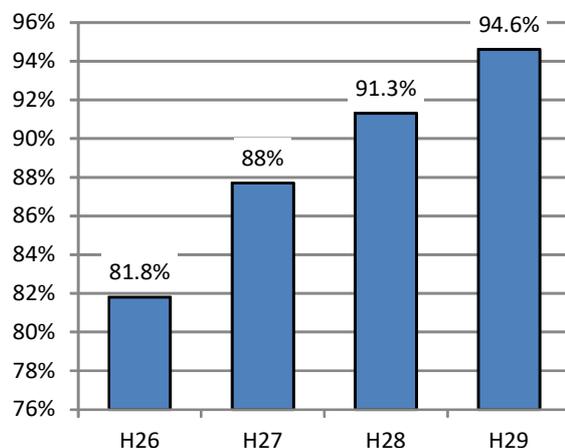
○ 平成26年度から児童支援コーディネーターを専任化し、丁寧な見取りによりいじめの認知件数が増加するとともに、解消率については、改善傾向にあります。

また、児童支援コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築を促進したことにより、支援の必要な児童の課題改善率も上昇しています。

■ いじめ認知件数及び解消率



■ 支援の必要な児童の課題改善率



この要請文の担当課／教育委員会事務局職員部教職員企画課 TEL 044-200-0368